

「元治」という元号は、「げんじ」と読み、天理市新泉町306に存在する「大和神社」は「おおやまとじんじゃ」と読みます。ところが、『稿本天理教教祖伝』は「元治」に「がんじ」とルビを振り、「大和神社」に「おやまとじんじゃ」とルビを振ります。なぜ一般的な読み方をしないのか？という疑問が浮かびます。

元治元年の大和神社事件とは大和神社の社前で鳴り物を鳴らして神名を唱えたために、三日間大和神社に拘留され、それ以後天理教祖中山みきの所へ来る人が減ったというものです。

この事件の経緯についてクレームを付けたのが『中山みき研究ノート』です。これに反論したのが、青年会機関誌『あらきとうりょう149号』です。この論争で明らかになったことは、元治元(文久4)年に「こかん名義の裁許状」が存在したということです。この論争以前には全く知られていなかったことで、本来ならば、ここから議論がさらに深められるべき契機になることでした。しかし、実際は教祖伝研究自体が強い規制を受けることになってしまったようです。

この事件は「つとめ場所」普請という動きの中で発生しました。この「つとめ場所」は3間半に六間というかなり大きな建物です。教祖の活動が知られるにつれて数十人の人が毎日訪れるようになり、そのための建物が必要になっていたことが普請の動機のようにです。

元治元年正月には岡山の金光教も宮建築の計画を立て段取りをしています。金光教にはこの時の経緯が記録として残されています。その記録から分かることは、宮建築をするためには宗教者として認められることが必要で、そのためには、藩主の添書を得なければならず、これには多額の費用がかかるということです。

天理教も「つとめ場所」という宗教施設を作るには宗教者としての認可が必要であり、慶応3年に古市代官所(藤堂藩)の添書を得るには多額の費用が掛かったはずですが、しかし、この2点について天理教では全く問題にされていません。

それはなぜなのか、という視点から元治元年から慶応3年までの経過を再考してみましょう。

『中山みき研究ノート』八島英雄著.1987年1月刊⇒『研究ノート』と略記。

『確かな教理理解のために』青年会編.1995⇒『ノート批判』と略記。この本は1987年10月発行の『あらきとうりょう149号』に掲載された「教祖伝史料の検討—『中山みき研究ノート』批判」を単行本化したもので、「翁より聞きし咄」の全文と他の関連論文も載っている。

金光教と天理教の比較から見える事—宮の建築には吉田家か白川家の許可が必要. 許可を得るためには多額の費用が必要.

上の2点について従来の教祖伝では全く問題にされていませんが、「つとめ場所ふしん」が無事に竣工したこと、慶応3年に領主の添書を得たことについては、当然上記の条件を満たしていたと考えられます。どのようにして満たしたのでしょうか。

年代	幕府の神社政策	
1665(寛文5)	7月、「諸社禰宜神主法度」を發布。第三条により、無位の社人の装束許可権が吉田家に与えられた。	
1674(延宝2)	8月、「伝奏なき社家も吉田執奏に及ぶべからず」との「覚」により、執奏(朝廷と神社の取次ぎ)は吉田家に限定されないことが幕府によって命じられた。(※白川家の参入が可能になった)	
	金光教	天理教
1862(文久2)	修験者、庄屋を訪れ、教祖の布教禁止を申し入れる。五流尊滝院補任状を取得、その後金銭を強要され拒絶したため許状を持ち去られる。信者松本與次右衛門、吉田家の許状取得のため京都へ行く。	1863(文久3) みき、安堵村でおたすけ、以後そこに多数の者が参集。
1864(元治元)	赤沢文治、白川家に初入門、神拝式許状、 <b>広前建設の許しを受ける。</b>	4月頃、山伏、みきに代わって吉田家の裁許状(こかん名義一贖物?)を取得。 <b>9月、つとめ場所普請始まる。年末に竣工。</b> 10月、第1次大和神社事件(鳴物を鳴らし、数日留置かれる)起こる。
1865(慶応元)	斎藤重右衛門、高橋富枝、白川家から神拝式許状を受ける。	こかん名義裁許状、村屋神社(神主、守屋筑前—大和国神道総取締役)に渡る(時期不明—1981年に村屋神社に存在し、その後天理教教会本部史料集成部で保管、未公表)。
1866(慶応2)	文治、白川家から「河内」の称を受ける。	
1867(慶応3)	2月、 <b>浅井藩庁より添書を受け、白川家に願出、金神社神主に補任される。</b>	<b>7月、中山秀司、領主の添書を得て吉田家より裁許状取得。</b>
1868(慶応4.明治元)	3月、新政府、祭政一致、神祇官再興を布告、全国の神社神職は神祇官の付属となり、それに伴い、吉田家、白川家などの執奏家の役割が終わる。	

元治元年正月朔日、金光教祖赤沢文治は、神から「二間四面の宮を立ててくれい」というさとしを受けました。

これを受けて『金光大神』(P248.金光教本部教庁.1953)によれば、このみさとしを奉じて、ただちにこれが建設の手續に、とりかかった。すなわち、まず村役場の意向をうかがい、判頭藤井俊太郎をわずらわして村方に談示のうえ、正月十日、赤沢浅吉を願主とし、世話人川手保平・同森田八右衛門、判頭藤井俊太郎等の名で、村役人を経て、浅尾藩庁にねがいでた。当時の村役人は、庄屋小野慎一郎、年寄西三郎治であった。/ かくて金光大明神は、棟梁川崎元右衛門を代理とし、橋本卯平をさしそえ、白川神祇伯に神拝式許状をこい、かねて、「金神の宮の儀」について、その内意をうかがわしめた。橋本卯平は、ききにのべたごとく、大和丹生川上神社社家であった関係から、この種のこと、こころえがあったので、斡旋の労をとったのである。

とあります。神から宮を建てろといわれた文治は、**建築のためにはまず藩の許可が必要であり、それが宮であれば、神社としての許可が必要であったことから、白川家に神拝式許状を求め、宮の建築許可を得たわけです**。

そこから、弟子たちが入門し、慶応3年には藩主の添書を得て金神社神主金光河内(文治のこと)として補任状を受けました。その際、神拝の時に般若心経をあげることにについて、白川家の役人は「これは経文じゃ。仏のほうのもの。しかし、とめもせん」と了承しています。また、神前の装飾や紋章についても文治の思いを通しています。

金光河内は、初入門の時は大谷村の百姓の文治良であった。神拝式と風折浄衣白差袴の許しを得、お礼は500疋であった。それと一緒に金光の宮建築の棟梁の川崎元吉も初入門し、上棟式風折浄衣浅黄差貫の許しを得た。元治元年4月9日のことである。金光教の資料では、川崎元右衛門(元吉)と橋本卯平(加賀)の両人が上京し、役人の林大和守と安部田備前守に頼んだところが聞済にしてくれた。そして居宅祈念の許状と、宮を新築するについても屋敷内に建てて苦しからずと4月9日に達せられたとある。その翌年正月24日、笠岡の斎藤数馬は、神拝式風折浄衣の許しを、六条院西村の高橋富枝は神拝式千早衣の許しをうけると、金光の教え子の二人が初入門している。

文治良は、慶応2年10月2日に改めて、金光文治との名で、自宅神拝の節、冠布齋服浅黄差貫を願い、河内との称を得た。そして、この日には又、金子駒次郎・金子坂介・金子秀蔵・金子多蔵・金子房太郎・金子左京・金子又兵衛の7名が初入門し、神拝式をうけている。

慶応3年2月20日、金光河内は金神社神主に補任された。その許状には、

今般、依願被補神主、神祇道拝揖式被授與訖。因、冠齋服浅黄差貫着用、神拝之節可令進退之旨、者。本官所候也。仍執達如件。

とある。こうして金光河内は神主職となり、金光教の布教が公認されたのであった。(『白川家の門人』P417. 金光英子. 私家版. 2011 (1971年国学院大学卒業論文))

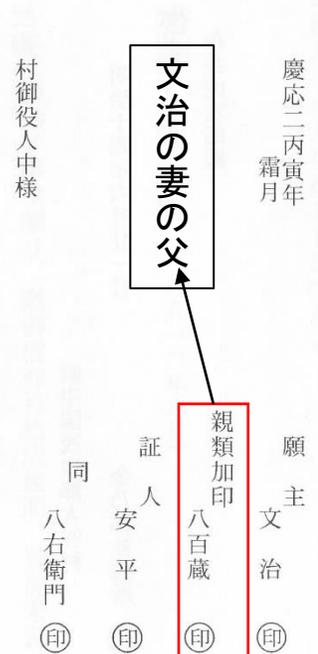
⑤ 「指出申書附之事」 (慶応二(一八六六)年二月) \*適宜、句読点を補った。

『教団史基本資料集成上』8頁

指出申書附之事

一、私義、兼々金神社信仰罷在候得共、俗人二而八対  
 神(※明認人ト力)□□□素立入之社人社僧共無御座候。今般神主号  
 御許容相成候様、御添翰被為下候様、御上向御取成  
 奉願上候二付、左二伺上候。  
 一、金百兩御国恩為冥加献納仕度、御伺上可申候。  
 尚追々発行仕候上八□□相応之献納金仕度、御聞置  
 被下候。  
 一、神主号御許容願濟二相成候八バ、檀那寺向一切是迄  
 之通、聊違例之事仕間鋪候事。

一、追々金神社建立仕候八バ、村方へ御相談申上、都而  
 故障不相成様可仕候事。  
 右之通、取究願上□□□向後異変之筋聊無御座候。依  
 之連印書指出候。已上。  
 慶応二丙寅年 霜月 願主 文治  
 親類加印 八百蔵 証人 安平



2020.06資料P4

金光教の事例 — 領主の添書、裁許状取得には多額の費用が必要

右の文書は、慶応2年11月の依頼文です。宛先が「村御役人中様」となっているので、まず村役人に出した書類ということでしょうか。ここに金百両の寄付と神主職取得のための添書の件が出ています。ここにも書かれているように百両といえば大金です。それを文治は支払うことが出来た、宗教活動によってそれだけのお金が動いていたということです。

天理教でも吉田神祇管領に出願するための添書を古市代官所に依頼した文面(『稿本教祖伝』P100)が残っています。

神主職の補任 宮の建築は当初、順調に進むものと思われた。しかし、それは思いのほか困難を伴った。幕府の禁令があるなかで宮を建てるには、神拝式許状だけでなく**正式な神主の資格が必要**だった。そのためには、まず**神主職の取得に領主の添書が必要**なことが判明した。他村で、その手続きを踏まなかったために、罰せられた例があることも分かった。さらに**領主の添書を得るには、百両もの多額の献金が必要**だった。当時、百両といえば、米がおよそ五十石(約九千リットル)買える金額で、大谷村の年間経費の約三分の二に相当する額だった。

藩へ百両を献金したい旨の願書は、慶応二年(1866)十一月に提出して、認可があった。続いてその年十二月、神主職取得のための領主の添書を願い出た。それは、「私の持ち山に金神宮がありました。立ち入りの社人、社僧などなく、かねがね私が信仰神事を取り扱っております。しかし、俗人では神明に対しおそれ多いので、このたび白川殿において、神主職の許状を拝受したく存じます。どうかご添翰くださるよう、願い上げ奉ります」という内容のものだった。新規に社を造ることは、たとえ小さな祠であっても許されない状況にあり、しかもそのなかで神主職を得るには、このように、「金神宮」という架空の名目で願い出るほかなかった。それに対して、翌慶応三年(1867、五十四歳)二月十日に、領主の添書を受け取ることができた。こうして思わぬ年月を要し、元治元年(1864)の年頭に神伝が下がってから、三年余りが過ぎていた。(『金光大神』P188. 2003.)

# 大和神社事件に関する『研究ノート』の要旨

『研究ノート』は、大和神社事件を、**慶応元年11月**に起こり、**こかん名義の裁許状を取り上げるため**の作為としています。

大和神社の神前を通った一行が鳴り物を持っていたのは前日の上棟式に参加した芝村の人が鳴り物を持参し、その帰り道であったから(芝村の信者の子孫の話)と伝えられています。そうだとすると、慶応元年11月説では、その時芝村、大西村の9人がなぜ同行していたのか、なぜ鳴り物を持っていたのかの説明がつきません。

また、この事件でこかん名義の裁許状が取り上げられたとしていますが、古川豊後が偽証を作ったのであれば、大和国神道総取締役の守屋筑前がその権限でいつでも取り上げることはできたはずです。

事件の結果として出て来たのが、寄付が寄らなくなったという事。実際は寄っていたらしい、もし、寄っていたらそのお金はどこに行ったのかが問題です。

慶応元年十一月十一日。これは真柱宅に残っている大和神社への公式な詫び状の日付です。その数日前の事と思われませんが、何かお祝い事をしたいと山中忠七が言い出しました。もちろんこれはつとめ場所の棟上げの翌日ではありません。日付から言えばその一年後です。いつも教祖のお側で一生懸命御用をしている伊蔵達に、何かお礼でもしたいというわけで、家に招待をしたものと思います。(『中山みき研究ノート』P132)

この結果、守屋筑前守にこかんの営業許可の免許証が取り上げられ、こかんは「いかなんたらよかったのに」という言葉を出したと伝えられています。それから二年後の慶応三年に、守屋筑前守の斡旋で秀司が改めて京都の神祇管領の免許を取っています。ついに営業権が秀司に移って行くのです。(『中山みき研究ノート』P134)

『研究ノート』は「大和神社事件」の項(P129)の最初に「明治31年本(カタ仮名書)」を引用して、「11月中旬…新築落成歡ビトシテ」とあるところから、上棟無関係慶應元年説を主張しています。

「明治31年本」を書いたのは慶応2年に生まれた中山新治郎氏です。当然自分自身の記憶で書いたのではなく、周りの人の話と資料から書かれています。資料として見たものに「御請書」があった可能性は大いにあります。そこから「慶応元年11月中旬」という日付が出て来たものの、周りの人の話では勤め場所普請は元治元年と聞いているので、「元治ニテアラザルヤ」と書き加えたのではないのでしょうか。

もし、『研究ノート』のような解釈をすると、この文章全体が「慶応元年」の出来事となって、つとめ場所普請も元治元年ではなくなってしまう、それは無理があるということです。

《御請書

- 一、太鼓 壹 / 一、鈴 壹 /
- 一、拍子木 七丁 / 一、手拍子 壹 /
- 一、すず 壹

右之品、御取上ケニ相成候処、格別之以御勘辨ヲ御用捨被成下候段、重々難有仕合奉存候、仍而ハ已末前顯鳴物ノ品々ヲ以天龍王命様と申唱へ、馬鹿踊と称し、家業疎ニ致し候様成儀決而仕間敷、勿論私家内天龍王命様ト名付神ヲ祭り人々参詣為致候儀モ奉恐入、是又急度御糺しも可有之處何分百姓之身分故、百姓家業專一二相厭余業毛頭仕間敷数候、萬一、向後心得違仕僕ハ、如何躰之儀被仰下候共、其時一言之申分無御座候、仍而御請書差上申候如件。

山邊郡庄屋敷村 百姓 善 右 衛 門  
慶応元巳年十一月十一日

市磯相模守様

(天理教管長家、古文書)》

(『復元32号』(昭和32年刊)P327)

『復元33号』(昭和33年刊)P43.  
中山新治郎筆.明治31年7月3日

御出テ遊サル 勸場所新築ノ自論見アリキリ  
九月十日白ヨリ 七代ノ始メニ樹リ十月二十六日上棟出来セリ 此昔請ハ三十年見込ニト出シ  
今年十月中旬頃 勸場所新築落成歡ビトシテ  
太鼓等ヲ持テ大和神社ニ至リ鳥居前ニ踊リナセリ 山中忠七等ハ當時行キシ人  
此片大和神社ノ神主ハ宇屋筑前守ナリ 踊リシ人々  
社務所工呼取り尋問セシテアリ  
針ヶ別所村ノ助造ナル者 眼病ニテ二月計  
り地場工余 諸ナレ居リシガ遂ニ亡女説ヲ唱エ  
天理王命本池ハ針ヶ別所ナリトテ近隣村民  
ヲ瞞着セシニ付 教祖自ラ取拂ヒ為ノ同村工

慶応元年八月十九日 豆越村山中忠七方エ  
二月下旬 教祖御歸り遊サレタリ  
元治元子年正月再ビ飯田方エ御出遊サル御逗留四日間程ニシテ此間余持者陸續絶え之レテ嫉ミテ並松村医師 古川文吾奈良全剛院ノ兩人従者ヲ從エ堂々トテ入り来リ 教祖ニ向ツテ狐狸ナドト云ヒ已ニ腕力モ許エトセシ故 教祖ニ神馮心アリテ質問セヨト仰ヨリ文吾ハ難問セシガ一々御明答アル故文吾ハ低頭平身座ヲ下リ罪ヲ謝セリ  
飯田方ニ御滞在七八日間ニシテ山石治郎病氣ハ全ク平愈セリ

# 「こかん名義の裁許状」について

『研究ノート』は大和神社事件によって「こかん名義の裁許状」が守屋筑前に取り上げられたと主張するわけですが、この裁許状については『御水屋敷並人足社略伝』に「お許しなりとて奉書に立派にかゝれしを二通持参せられたり」とあるのみで、持参されたのが飯田家だったかお屋敷だったかはわかりません。

『研究ノート』と『ノート批判』はこの裁許状の行方についてあれこれ議論していますが、どちらも推定、推定の積み重ねのようになっていますのでここでは深入りしません。

ただ、本来ならば「つとめ場所」という宗教施設の建築には吉田家か白川家の許可がいるのにそれが全然問題にならず建築出来たということはこの裁許状が何らかの効果を果たしていたという事は言えるのではないかと思います。

1981<昭和56>年に修養科教祖伝の一期講師だった小松崎吉夫氏が村屋神社に100年以上眠っていたこの裁許状が存在することを確認し、それを史料集成部に渡したのに、再びその存在が一般に知られることなく眠りに入りそうになっていたのを、『研究ノート』と『ノート批判』が少なくとも教内の教祖伝や教学の研究者にその存在を前提にして議論することを可能にしたわけです。(実際は教祖伝や教学の自由な研究自体を「天理教」は拒否する体制になってしまったのですが)

	『稿本教祖伝』	『研究ノート』	『研究ノート』批判	コメント
こかん名義裁許状	『稿本教祖伝』に記載なし	2月、取得(費用8両) 裁許状は「お屋敷」に届いた。(P119)	裁許状の存在は認めている。吉田家の下役が発行したものか。ただ、守屋筑前を経ていなければ不正取得。(P151)	本偽に関わらず、裁許状は発行され、その存在は守屋筑前を含め、周辺の宗教者の知る所となった。 <b>普請が出来たのはこの裁許状があった故か</b>

兩人はつゝ、しみて云はるゝに国法のありて、御許可なきものは人を集め祈念祈禱の出来ぬ事なる故、われ／＼宜しく其手続をいたし御水や御守を人に与へる事もまた御老体においても公然に人助けのできるように取りはからい申しあげたし、依て我々に御まかせありたしと老婆の御機嫌をとりしに、老婆にもだん／＼と神様の御話ありて此屋敷のことにいたりし時、神様御下りにて

さあ／＼この屋敷をこうずい場所、水屋敷といういんねんをつけおく

との御言葉に、然らば之より京都へ上り吉田

御殿へ両所の御願いたします。此納金とて老婆より五両、飯田家より三両受取帰られたり老婆には彼等は金がほしいのやから、まーまかしておいたがよいと笑いおられしが、程もなく御許しなりとて奉書へ立派にかゝれしを二通持参せられたり。此時より左の御守りを参詣人に渡すこと、なり。時は文久四年子の四月なり（文久四年二月改元元治元年——一八六四）

ほうそ除に出されしお守



この二通の許しというは吉田より出てたるにあらず古川豊後が私利を貪らん悪意より偽証をつくり渡したるに此こと早くも總取締守屋筑前の耳に入り云々ありたる事は略す。

（註、この中山小かん宛の神道裁許状は大和国神職總取締役従五位守屋筑前が此時古川豊後より没収し、永らく蔵堂の村屋神社に保管されていたものを、昭和五十六年に当神社宮司守屋広尚氏が天理教教会本部史料集成部へ寄贈する）

この註は、小松崎氏が付けたもの

『御水屋敷並人足社略伝』

## こかん名義の裁許状

①



中山小嘉舞  
右中臣祓 三種太祓  
六根清浄祓 当所能  
免授如件  
神祇管領  
長上家  
元治元年  
子二月  
頭役 印

2018.01資料P2～4



中山小嘉舞  
右四組木綿手纏  
縣用当所能免授如件  
神祇管領  
長上家  
元治元年  
子二月  
頭役 印

印

こかん名義の裁許状がいつどのようにして村屋神社に渡ったか不明ですが、それは村屋神社に存在し、天理教教会本部に渡りました。その経緯を村屋神社と教会本部の間で仲介した小松崎吉夫氏(東王京布教所長)が記録しています。

この記録は『研究ノート』が1987年に出版された翌年のもので、『研究ノート』で裁許状の存在が紹介された故に、書くことが出来たといえるかと思えます。

(1981<昭和56>年6月28日に訪問、森屋(ママ)神社所蔵文書目録の)『社寺・宗教』の中に「No 二六二 神道裁許状 長上家頭役 某社・中山小嘉舞 元治元・2」とあるものを早速、震える手に左頁の図のような裁許状を見せて頂いた。……小松崎「今、私は修養科の講師をしているので一週間程お借り出来ませんか。」 守屋「いゝですよ。」……

次の日、修養科ひのきしん掛長の吉峯剛先生にお見せしたら、庶務課長を通じて、平野主任(郡山大教会長)に見せるようにといわれる。写真とコピーもOKとの由を申し添えると、修養科職員室内はたゞならぬ雰囲気となる。早速に道友社のカメラマンは来るし、史料集成部の方々の出入りがはげしくなった。 —中略—

兎に角、これは本部に寄贈して頂きたいと念じ、中島さんに依頼してみた。中島さんは、「お互いに神様同志だから、金銭でのやりとりではなく寄附してもらうよう、守屋さんに話す」といつてくれたので、思い切って宮司さんに話したら、気持よくOKして下さったのには、感激した。

守屋「何故、小寒さんの裁許状がうちにあるのか判りません。でも、筑前は、大和国神職取締役だったので、何かの不都合で預ったのでしょうが、もう百年以上も経っています。本部に治まるのが本筋と思います。」と、すが／＼しく言われた。……早速、その裁許状を押し頂き(コピーを元の書類袋におさめ)帰途につくと、そこから一キロ位離れた、武蔵の大師の前で、バツリと先程の史料集成部のワゴン車に出合った。

小松崎「梶本(国彦)先生、先程の裁許状を本部へ寄贈して頂くことになりました。」

梶本「エッ。本当ですか。」……梶本「では、何時頂きに行けば良いのですか。」 小松崎「今、こゝにあります。」 梶本「エッ。そこに……。」 さっと両手を差し出された。……

その裁許状を大切に胸にだいた、梶本先生一人を乗せた車は、それこそ宙を飛ぶ天馬の如く、お屋敷めがけて私達の視野から消えて行った。(『東王京15号』東王京布教所.小松崎吉夫.1988.)

『ノート批判』は、「こかんの裁許状」について詳しく紹介している『研究ノート』について教理的な批判を試みた本です。その中に、「吉田家」について研究している吉田栄治郎氏の見解が出ています。結論は正式に吉田家が発行した裁許状ではないということです。ただ、「こかん名義の裁許状」が発行された元治元年に「つとめ場所」といわれる3間半に6間という宗教施設の建築を中山家ではしています。金光教の例からも分かるようにそのためにはどこかの許可が必要ではないでしょうか。それが何事もなく竣工したというのは、この裁許状が偽物だったとしても、その存在を周囲の宗教者は皆知っており、それゆえにだれもとがめだてしないで、あるいはできなかつたと考えることもできるのではないのでしょうか。本物同様の効力を持ったということです。

### 「吉田家」研究者、吉田栄治郎氏の見解

(『ノート批判』P151)

2020.04資料P16

- (ア) 「中山小嘉舞」が中山こかんと同一人物であるか否かは不明である。
- (イ) 中山小嘉舞名義の「裁許状」は神主用、神子用の二種類あるうちの神子用のものであり、形状、書式、印璽等、吉田家の機関から出されたものである。但し、吉田家当主が発行したものではない。吉田家内の役人が主に無断で出した実例もある。文政十年に、和泉国和泉郡で篠田神社にかかわる神号の免許について、吉田家正式機関が知らない間に、吉田家の役人が独断で発行したという事実がある。なお、神子用であるから、神社、講社を主管することはできない。神社を主管する神主のための裁許状は男子のみに下付された。
- (ウ) 古川豊後は神子であり、神子には一般に守名はでてこないから、「豊後守」は自称と考えられる。そのような古川豊後の斡旋によっては、吉田家公式の役所を通して正式に申請下付が行われた可能性は皆無である。正式の申請下付は、こと大和国の住人に関する限り、この年代においては大和国神道総取締役である守屋筑前守を経ずして行なうことはできなかつた。
- (エ) 従って、『水屋敷略伝』の記述が事実であるという前提に立つ限りにおいては、この「裁許状」は吉田家の表玄関である「御広間」を通しての正式な手続きを経たものでなく、豊後が吉田家の役人とつながって、不正なルートで「正式の様式をもったもの」を入手したものであると推定することは可能である。当時は吉田家内にも乱れがあった。実例のあることは(イ)に述べた。
- (オ) 中山小嘉舞名義と同内容の神子裁許状の取得費用は当時、装束と神事両方あわせても二両から三両であり、そこに、八両もの金が動かされているとするならば、やはり不正なルートが介在していたのではないかという疑いが生じ得る。
- (カ) 従って、この出来事は、現在の段階では断定することはできないが、古川豊後が天理教祖から何がしかの金を無心し、にせの「裁許状」が水屋敷に届けられ、それが守屋筑前守の手にわたり、そのまま没収されたものである可能性が高いと考えられる。

## 元治元年頃のお屋敷の状況 つとめ場所の必要性

「つとめ場所」普請が行われた元治元年頃は、毎日2, 30名の人を訪れ、26日には100人以上が参詣に来たようです。ところが屋敷内には隠居と呼ばれる住宅以外には倉や納屋しかなく、座る所もない状況でした。誰が考えても「参拝場」の建築は急務だったと言えます。ここで問題になるのが、宗教施設を建てるには吉田家など神祇管領家による宗教者としての認可が要ることです。認可の可否権限を持つのは、大和国神道総取締役の守屋筑前です。認可のしるしとして「こかん名義の裁許状」が存在した、そのことは守屋筑前を含め周辺の宗教者、教祖の周辺の者は知っていた。その状況で普請は問題なく行われた、ということはその真偽、所在の場所に関わらず有効に機能したといえます。

元治文久の頃には、漸く信仰する者も出来、お屋敷へ参詣する者もあるやうになりました。即ち文久三年には辻忠作、仲田儀三郎の二氏、元治元年の一月には山中忠七翁、同五月には飯降御本席、同七月には梶井伊三郎氏これと前後して山澤良助氏等所謂本教の元勲が相次いで信仰せられた時代であります。これに因って見るも当時既に天理教の名が、治道村、大豆越、櫛本、新泉、豊田村等の諸方へ喧伝せられてあったことを確知せられるのであります。而已（しかのみ）ならず芝村、龍田、安堵付近よりも参詣するものが、漸次多きを加へたといふことでもありますから、これを郡別にすれば、添上、生駒、磯城、山辺の四郡に亘って少々（ややーだんだん）道が広められたものと見られるのであります。さればお屋敷は日毎二三十名のものが、参詣するを常とし、御命日一二十六日は御教祖神憑の日なるを以て当時はおかくの如く称せり一の当日の如きは、百名以上の参詣者が集まるやうになりましたので、今はこれらの人々が端座すべき場所さへもなく、お屋敷は至って狭隘を感ずるやうになったのであります。（『教会発達史』小野靖彦.P4.大正8）

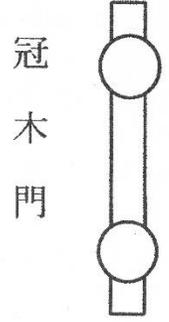
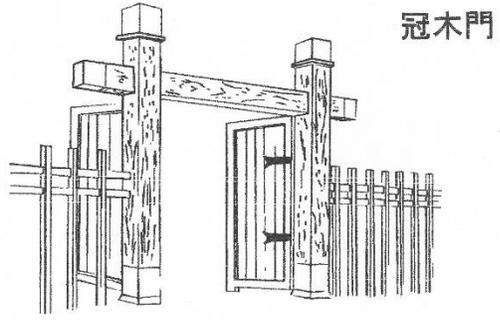
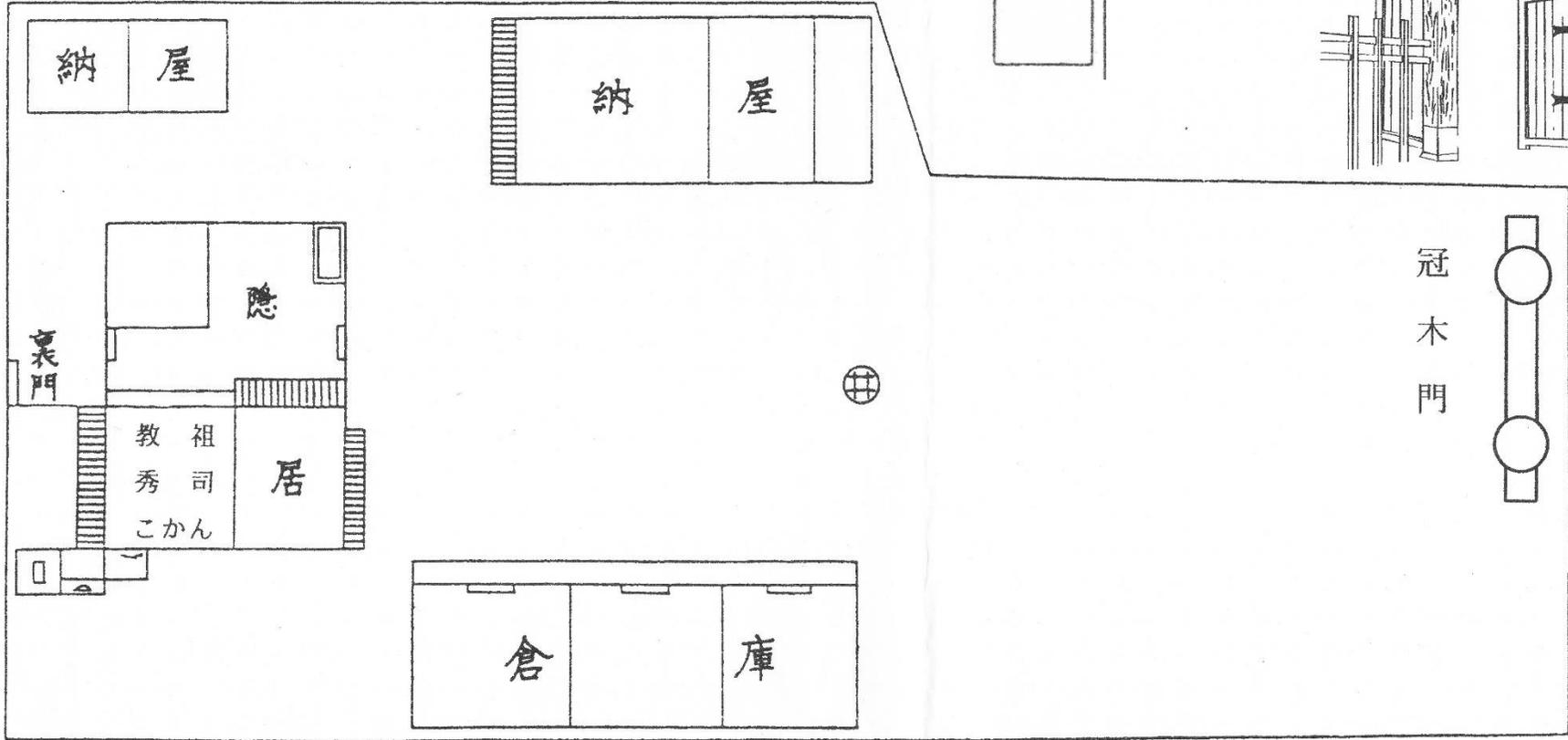
老婆のまたもや安堵にまいりおらるゝと聞くや、ます／＼多人数毎日夜の明けるを待ちては寄り来り、門を開くを待ちかね我先にと入り来るありさまなれば、家内一同仕事も出来ぬこと故、母上の思うにはこれでは働くことかなわん、老婆に帰りて貰うにしかじと心のまゝに申上たるに、（『御水屋敷並人足社略伝』）

その頃までには、櫛本、櫛枝、治道、安堵、平群谷といった所に、大勢の話を聞き分けた人が出来てきました。一方、国中（大和盆地の中央部）の方にも信者が出来て、お屋敷には大勢の人が寄っていました。それで、こかんの許可証が届くと、すぐに普請の話が出て来たものと思われます。『研究ノート』P119

前節で詳しく論じたように、この主張は完全な虚構である。こかんの裁許状は、実はおやしきへ届いていない。つまり、つとめ場所ふしんと大和神社の事件に関する八島説は、そもそもその基本構想において成り立たないのである。根本的に誤った角度から着想されたものであると言ってよい。このことをまず、明確にしておきたい。『ノート批判』P155

No514は、この門屋になっている。

普請当時のおやしき図



【おやしきの変遷】

元資料である『おやしき変遷史図』には「御入嫁当時<No45>」「谷底時代<No47>」「つとめ場所建築当時」「明治20年当時」の図面しか掲載されていない。

それを「主屋売却後一つとめ場所普請まで」について、主屋部分を削除したのがNo514である。

さらに主屋売却時に門屋はなくなり、それ以後は冠木門になっていた(『ほんあづま』No415.P19)として、それに直したのがこのNo761である。

米倉と呼ばれていた西側の倉庫は、農地が10年の年切質に入ったので収納すべき物もなく荒れるにまかせた。

櫛本分署跡保存会資料集761

主屋売却後 つとめ場所ふしん迄

(安政二年)

(元治元年)

一日に何十人も人が来るようになると、その人々の居場所がないことが問題になったようです。

# 「つとめ場所」ふしんはなぜ出来たのか？

## 建物を建てるには誰かの許可が必要

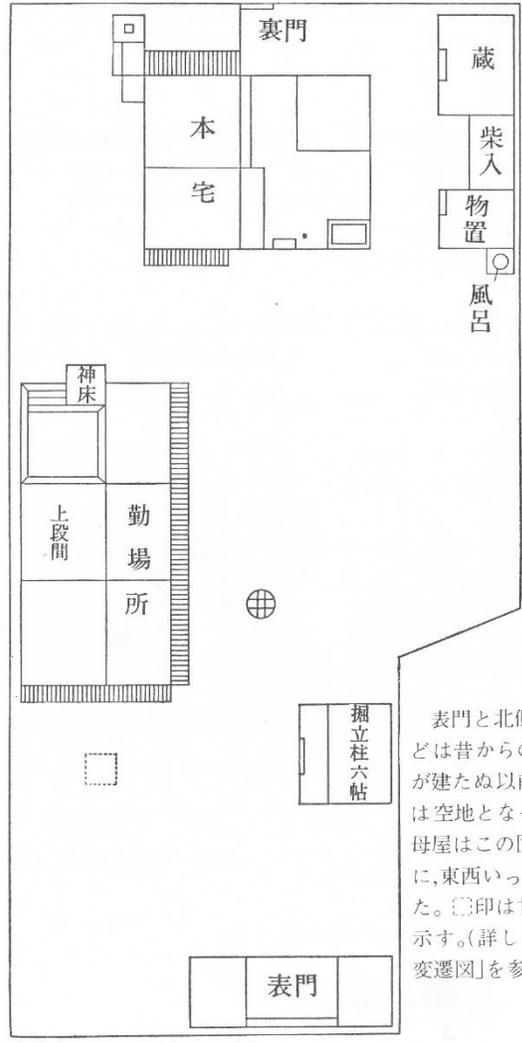
「つとめ場所」はかなり大きな建物です。現在家を建てるには建築確認を取得する必要があります。江戸時代でも同様だったのではないのでしょうか。金光教の事例をみると、元治元年の「二間四面の宮」建築に際し、まず藩に願出て、宮であればその方面の許可が要るとのことで、白川家から神拝式許状を取得しています。

この事例から考えると、家を建てるには藩の許可が必要で、宮の場合にはごく大雑把に言えば、白川家か吉田家の許可が必要であったのです。

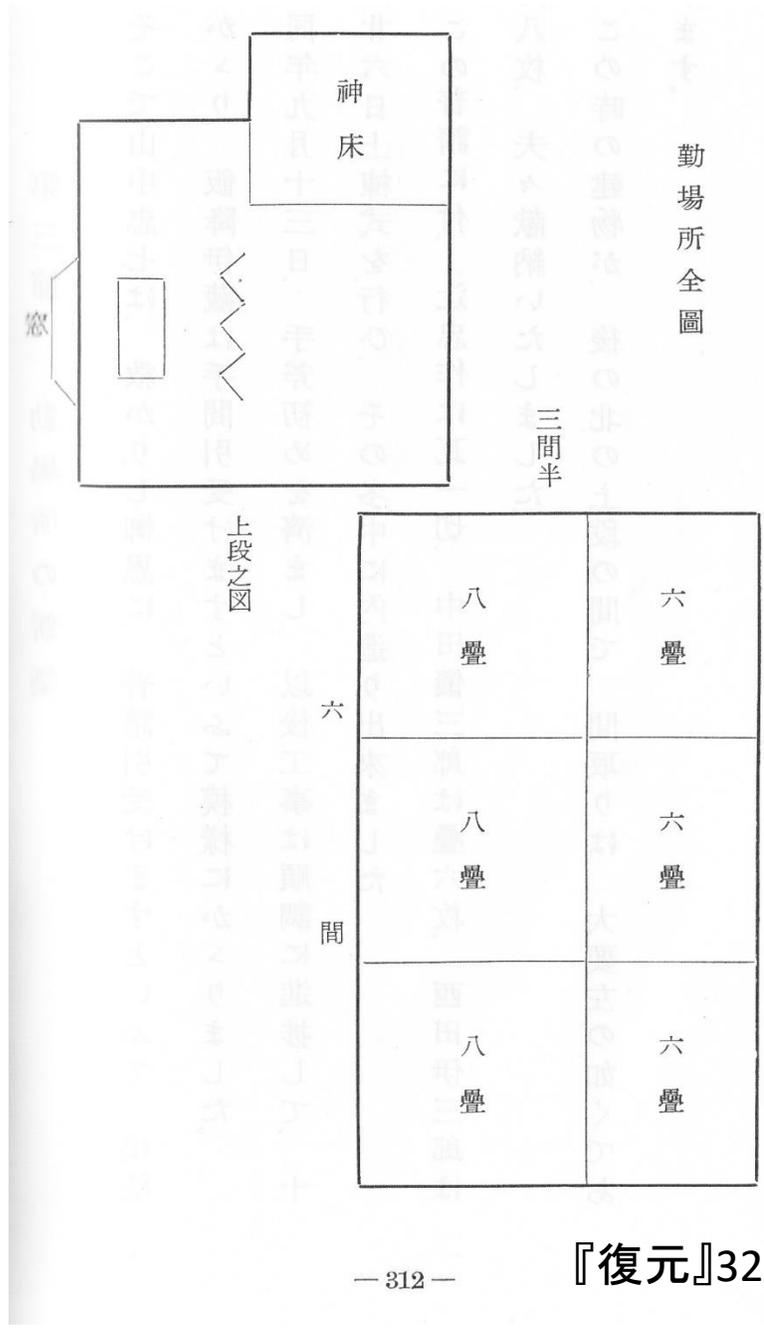
そこで「つとめ場所」の普請を考えると、何のお咎めもなく無事済んだということは、そこに何らかの許可が存在したと考えねばなりません。それが、「こかん名義の裁許状」だったのではないのでしょうか。

付録17. おぢば変遷概要図 (植田英蔵編「おぢば変遷史図」による)

1 元治元年、勤め場所建築当時の中山家



表門と北側の本宅、倉などは昔からのもの、勤め場所が建たぬ以前はこの中央部は空地となっていた。昔の母屋はこの図の勤め場所の南に、東西いっぱい建っていた。□印は甘露台のぢばを示す。(詳しくは「おやしき変遷図」を参照せられたい)



勤め場所全圖

三間半

上段之図

六間

## つとめ場所普請の経緯

つとめ場所普請の経緯について『稿本』は伊蔵が「お社の献納を思い付いた」ことが発端としています。それに対して、『研究ノート』は伊蔵が入信する前にこの話は教祖周辺の人々の間で出ており、たまたま大工がやってきて「社」の話をしたので、伊蔵の言葉が発端のような話になったとしています。それに対して『ノート批判』は「伊蔵の役割を軽しめようとする意図」だと反論します。

その頃(※元治元年)までには、櫟本、櫟枝、治道、安堵、平群谷といった所に、大勢の話を聞き分けた人が出来てきました。一方、国中(大和盆地の中央部)の方にも信者が出来て、お屋敷には大勢の人が寄っていました。それで、こかんの許可証が届くと、すぐに普請の話が出て来たものと思われます。教祖はすでに七十歳に近いので、教祖の教えを受けて実際に動くこかんを名義人として、つとめ場所の普請が相談されたのです。

— 中略 —

山中忠七は文久四年正月半ば頃、つまりこかんの許可が出る少し前に話を聞き入信しています。南の方に布教線を伸ばしていた芝村の清蔵という人からにをいがかったのです。

当時、中山家や前川家は五荷の荷で縁組をする格式の家柄であったのに、大豆越村の山中忠七は七荷の荷の格式の家だったので、人々の中では一番の旦那衆であり、有力な人でした。その人が正月半ばに教祖のことを聞き、二月に初めて参拝していたのです。

山中家の記録では、四月に秀司は教祖の御命で来たことになっていますが、そうとは思えません。そこでは、「皆さんがお金を持って来たら、戸主である私が受け取ります。あなたはその金銭出納係になってくれまいか」という相談があったと思われます。

この話が出来たすぐ後に、伊蔵が産後の煩いをたすけて頂いたことからお参りに来ました。皆の思惑にぴったりの大工がやって来たのです。伊蔵にしてみれば、以前に普請の話があったということは知りません。自分が入信したとき、神様は大工である自分を「まっていた」と言って下さったのだし、御礼に小さなお社を作ろうとしたら、たすけ場所を作ってくれと頼まれたので、感激して自分が皮切りとなったのだ、と思っているのです。(『研究ノート』P119)

つとめ場所のふしんが御社なりと差し上げたいという飯降伊蔵の申し出に対する教祖のお言葉から始まったものであることを、何とかして否定して、このふしんにおける伊蔵の役割を軽しめようとする意図に基づく一文であろう。(『ノート批判』P158)

## 『稿本教祖伝』の記述

元治元年六月二十五日、飯降伊蔵が、初めて夫婦揃うてお礼詣りに帰った時、おさとが、救けて頂いたお礼に、何かお供えさして頂きましょう。と言ったので、伊蔵は、お社の献納を思い付いた。

翌七月二十六日に帰った時、飯降夫婦は二人とも、扇と御幣にさづけを頂いた。この日伊蔵から、家内の身上の煩いを救けて頂いたお礼に、お社なりと造って納めたいと存じます。と、取次を通して申上げた処、教祖は、

「社はいらぬ。小さいものでも建てかけ。」／ と、仰せられた。／ どれ程の大きさのものを、建てさして頂きましょうか。と、伺うと、／ 「一坪四方のもの建てるのやで、一坪四方のもの建家ではない。」／ と、仰せられ、更に、／ 「つぎ足しは心次第。」／ と、お言葉があった。次いで、秀司が、どこへ建てさして頂きましょうか。と、伺うと、／ 「米倉と綿倉とを取りのけて、そのあとへ建てるのや。」／ と、仰せられ、つづいて、／ 「これから話しかけたら、出来るまで話すで。」／ と、お言葉があった。（『稿本教祖伝』P53）

## 『研究ノート』が秀司と忠七が普請について相談したとされる秀司の山中家訪問

翁が信仰して約二ヵ月目の元治元年三月十五日のことでありました。丁度この時、翁は教祖のお傍におり、息子の彦七も参詣させて頂いておった時の事でありました。教祖は翁と彦七をお呼びになりまして、／ 「大豆越村の山中忠七の宅は神の出張り所である、これより神が行く。」／ との御言葉を下され、翁に御幣をお授け下されました、翁はこの御幣のお供をして帰り、家の隠居所の床の間に八足を置いて安置させて頂いたのであります。これは元々神様にいんねんある屋敷である処から、神様が大豆越の山中宅へ出張って下さったのであって、これより神様のいんねんの屋敷として許されたのであります。

### 神 の 親 類

そしてこの年の四月八日（大豆越村の連座＝春祭の日）教祖は秀司先生に、／ 「大豆越村の山中忠七の宅は神の親類であるからお前行け。」／ と仰言って、秀司先生は初めて大豆越へ御来遊下されることになりました。斯くして、翁は信仰を始めて三ヵ月にして、元のおやしき中山家と親類の交わりをさせて頂くようになり、秀司先生も春秋の村祭などには必ずお出で下さったのであります。（『山中忠七伝』P30）

『翁より聞きし咄』の普請に至る経緯

ヲイ／＼待テイタ／＼ト教祖様ニ神掛リアリタトノ「(コト)。夫迄ニ大エガ出テクル／＼ト御咄アリタル「(コト)アリトノ「(コト)。何ニモ上ゲルモノナキニ依リ、御社ヲ拵エ上ゲル「(コト)ヲ伺エバ如何ニ、ト伺エバ、神ノ日エルニハ、社ハイラヌ、一坪四方ノ者建テカケテ呉レト仰セ玉エリ。秀司様、一坪四方ノ者、何処ニ建テルト申サレタリ。教祖ニ神力ナル神様ノ仰ニハ、一坪四方ノ者建テルノヤデ、一坪四方ノモノ建家デハナヒト仰セ玉フ。米倉綿倉ヲ取テ仕舞ヒ、其処エ建テヨト仰セ玉フ。神様ニハ是カラ咄シカケタラ出来迄咄シスルデト仰セ玉フ。／其時分ニ、二十六日ニハ人ノ三十人モ来升カラ、一寸シタ者デモ立テハドウテシヨト翁云ハレバ、秀司君ニモ私モソウ思テイルト仰セラル。山中翁モ来合セラレタリ。(『翁より聞きし咄』『ノート批判』P200)

『稿本』にあるつとめ場所ふしんの話は『翁より聞きし咄』のそれに非常によく似ています。『翁……』が『稿本』のベースになっているようです。

『復元32号』にある『稿本』とは違う普請の教祖の言葉

口、勤め場所、建築の前後の事情に就て、(昭和7年10月12日、第11回集成部會議原案)  
 元治元年七月廿六日、飯降伊蔵氏は、夫婦連れで御礼詣りをせられ、秀司様を通じて、御社の奉獻を申込まれた處、教祖様は、『一坪の社を建てよ。その一坪の中へは、米も醤油も酒も何不自由なく萬づのものが山程出来て来る。湧いて来るぞや。』と仰せられた。／このお言葉により、御社の建築に取掛られますと、急に模様替になり『社はいらん。小さうても、勤め場所を始めかけよ。』と仰せられ、更に、『一間四方は芯。接足は心次第。』との御指圖があった。其處で重ねて、その位置に就て伺はれると、『米倉と綿倉とを取払ふて、其處へ建てよ。』との仰せであった。(『復元32号』P306)

『復元32号』にある「その一坪の中へは、米も醤油も」という内容は「本席の生涯(P60)」(『増野鼓雪全集21』昭和4年発行)に似た表現があります。

	『稿本教祖伝』	『研究ノート』	『研究ノート』批判	コメント
つとめ場所	5月、伊蔵入信。6月、社はいらぬ。一坪四方、米倉、綿倉を取り払った跡。3間半に6間。	4月、伊蔵が入信する前から「ふしん」の話は出ていた。P122	『ノート』の記述を事実無根、創作とする。	祭典日には百名以上が参詣し、屋敷内に座る場所もなかった。 <b>参拝場が必要であった。</b>

## 普請金はいくら集まったのか

『研究ノート』は普請金について30～60両は集まっただろうと云い、秀司や忠七はそれにもかかわらず支払いをしなかった、つまり、自分の懐に入れてしまったというわけです。それに対して『ノート批判』は、『稿本』に記載されているように大和神社事件で信者が引いてしまい5両しか集まらなかったのでは支払いができなかったと主張します。

この時、居合わせた人々は、相談の上、三間半に六間のものを建てさして頂こうと心を定め、山中忠七、費用引き受けます。飯降伊蔵、手間引き受けます。辻忠作、瓦。仲田佐右衛門、畳六枚。西田伊三郎、畳八枚。それ／＼<sup>〆</sup>上げさして頂きます。と、話し合いが出来た。越えて八月二十六日、おつとめが済んで参詣の人々が去んだ後、特に熱心な者が普請の寄付金を持ち寄った処、金**五両**あった。早速、これを手付けとして、飯降伊蔵は阪の大新へ材木の注文に、小路村の儀兵衛は守目堂村の瓦屋へ瓦の注文に行った。（『稿本教祖伝』P54）

このとき六十両の普請金が寄った、と書いてある記述もあります。

—中略—

つとめ場所は三間半に六間というたった二十一坪ですから、まるで教室か倉庫のような建物で、内部は八畳間が三つと六畳間が三つに、ただ仕切っただけで何もないに等しいものでした。本部の資料にある三十両説をとっても、最初に寄ったお金だけで十分な金額が秀司の手許にあるはずなのです。

しかし、秀司は、材木代の残金はこかん名義の普請なのだから、こかんの借金ではないか、材木を注文して切ったり削ったりしているのは伊蔵ではないか、というわけです。

そういう状況の中で、伊蔵は大工であり、自分が材木を入れたのだからと、支払い期日前に阪の大新に行って「いろいろと費用がかさみまして支払いが出来ません。どうか待って頂きたい」と頼み込んでいます。そしたら、「まああんたも大変だろう」と快く待ってくれた、ということです。お金を受け取った秀司と山中忠七は結局、支払いをしないまま年を越してしまいます。（『研究ノート』P123）

『天理教御教祖御実伝』 60両  
『教会発達史』 数十両  
昭和7年集成部会議 30両

「米倉と綿倉を取払ふて、そこへ建てよ」とのお指図でありましたので、このお指図に基き門弟の人々は相談の上、早速神意を奉じて勤場所を建設する事を定め、皆々応分のひのきしんをさせて頂く事になりましたが、その金額は総計数十両、これを本教の現状に比べて見ると転(うた)た隔世の感に堪へないものがありますが、然(しか)し当時に在つては正に大金であつたに相違ありません。否或は予想外の寄付高であつたかもしれませぬ。そこで兎にも角にもこの金額を土台として材木等を買ひ集め、愈々(いよいよ)工事に着手して見ましたが、予定外に費用が嵩み、滝本の大新といふ材木屋、守目堂の福井といふ瓦屋に多少の掛が出来たのであります。そこでその支払の断(ことわり)御本席自らが小寒様の内意を受けて出掛けられたこともあつたといふ事であります。

『研究ノート』は『天理教御教祖御実伝』の著者晚翠を奥谷文智のペンネームとしています(P123)が、奥谷氏は明治36年には20歳で若すぎる気がします。ここは『ノート批判(P165)』の宇田川文海(当時55歳)説の方が妥当ではないかと思ひます。

『天理教御教祖御実伝』晚翠(宇田川文海55歳?奥谷文智20歳?) (明治36)

の人人が、父の如くに敬ひ、母の如に慕ふて、尋ね来る者漸次日を追て盛になり、果ては近郷近在の甲乙も信仰する様になり、神様の勤行、御道の説教を爲すに、家屋の狹隘を感ずればとて、遠近の信徒集り来て、賣残りの二戸の土蔵を潰して、其迹に形ばかりの勤行場所と云を設けたり、時は維明治七年の三月にして、普請に就て最も盡力せられしは、依降伊藏先生、即ち現に御本席様として御本部に於て神代を勤られ、衆人渴仰の中心と成り給ふ、御方と、仲田儀三郎、古人の和歌の市兵衛、辻忠作、其他の門弟信徒三十人計の人人が、壹兩貳兩の金員を喜捨して合計六十兩餘の建築費用にて落成を告げ今も猶其勤行場所は残り居れり、

斯の如くにして、漸次道の廣まり、信徒の数の増加すると共に、神官僧侶の嫉妬を購ひ、彼れ等の煽動に因りて、村民等多數等黨を組て押寄せ來り、説教の邪魔祈禱の妨害、さてはあらゆる罵詈謗、果ては石を投げ戸障子を壞

○御教祖御実伝

四七

口、斯くなると、飯降氏一人の力では出来かねるので此の御指図に基き、熱心な信者の人々に、相談して、早速寄附帳を作って、夫々応分の力を寄せられることになった。集った金額は、約三十両あったとのこと。

此の他に飯降氏は、大工仕事一切を無賃で請負はれ、西田氏は畳八枚、中田氏は畳六枚、辻氏は瓦、山中氏は金銭引受けといふことになって、準備を進められた。（昭和七年十月十二日、第十一回集成部會議）（『復元32号』P313）

## 『ノート批判』の普請の寄付金額 五両

『ノート批判』は『翁より聞きし咄』を引用して、「飯降伊蔵の「直接の証言」に基づくものであり、「この証言には決定的な重みがある」としています。『稿本教祖伝』はこの『翁より聞きし咄』をベースにしているようで、ほぼ同内容です。

伊蔵は会計担当者ではないので、実際に集まったお金の総額は知らないでしょう。『翁より聞きし咄』の内容が伊蔵の記憶に依っていたとしても、それは自分が前金として渡した金額であって、集まった総額ではないと思えます。

『稿本教祖伝』における「金五両」という数字の由来を尋ねるならば、これはこのふしん最大の当事者ともいえるべき、飯降伊蔵の「直接の証言」に基づくものである。明治三十一年（一八九八年）もしくは明治三十一年（一八九九年）頃、既に本席の立場にあった飯降伊蔵は、初代真柱に対し、元治元年（一八六四年）五月の入信以降に経験したいくつかの出来事について、貴重な証言を行い、それを初代真柱が半紙十一枚に聞書し、『翁より聞きし咄』という文書にまとめた。この中で伊蔵は次のように語っている。

**八月二十六日、参詣人戻りシアトニテ、残りテ居ルモノ持寄ラレシ処、金五円丈ケ集マレリ。其金ヲ手付トシテ飯降翁ハ坂ノ大新ト云フ材木屋工行キ、材木ヲ注文ス。小路村ノ儀兵衛ト云フ人ハ、守目堂ノ瓦屋工行キテ、瓦ヲ注文ス。**（文中、円とあるのは両のことと考えられる。この聞書がなされた明治年間、日常的な会話では円と両はよく混同して使われていた。事実、この聞書で、このあと出てくる単位は両ばかりである。）

このように、伊蔵はここで、ふしん金が寄せられたときの状況まで含めて、金額が五両であったことを鮮明に記憶しており、しかも伊蔵自身がこの金を使った当の本人であることからみても、この証言には決定的な重みがある。（『ノート批判』P162）

## 集成部会議の30両は、寄付予定額の総額

「三十両」という伝承が、何に由来し、何を意味するのであろうか、という問題を更に追跡していくとき、増野鼓雪の次のような一文に出会う。

それで愈々（いよいよ）勤場所を建築することになった。

それで一同相談の上、各自寄付金を書き出し、それが三十両程あったと云ふ。それを台として元治元年手斧始め、十月廿六日棟上、十二月中旬には竣成した。然し上棟式の翌日大和神社で失敗してから、集まる人が少なくなったので、寄付も思ふやうによらず、年末になって本席が材木屋や瓦屋へ断りに歩かれた。

（『増野鼓雪全集』21「本席の生涯」216頁）

つまり、鼓雪はここで、三十両という数字は、決して集まった現金の総額ではなく、寄付金書き出しの総額、言い換えれば、各自の寄付の心づもり、寄付予定の総額であったことを自分は聞いていると言っているのである。

この鼓雪の一文を、伊蔵の「五両」証言と、（口）史料の「約三十両とのこと」発言との間にはさめば、矛盾はいっぺんに解消する。つまり、ふしんの掛かりの段階で、皆の寄付予定は三十両に達し、実際の現金では五両集まった。ところが、その後、大和神社の事情が起こったために、集まる予定になっていた残りのふしん金が、予定通りに集まらなくなった、という事の流れになる。別に不可解な話ではない。

従って、秀司の手もとに、現金が三十両あって、それを秀司が私した、という説は間違いである。それは、一方だけの史料に基づいた、しかもその史料の内実を考えない誤った推論である。（『ノート批判』P164）

『稿本』は『翁の咄』説を採用しています。また、『翁の咄』の補強材料として『増野鼓雪全集』「本席の生涯」に「寄付も思ふやうによらず」とあることから、30両は見込みの額で実際は5両しか集まらなかったとしています。

	『稿本教祖伝』	『研究ノート』	『研究ノート』批判	コメント
費用	山中忠七費用引受、飯降伊蔵手間引受、辻瓦、仲田、西田畳。8月、寄付金5両。	忠七は費用引受とあるが、お金を用意せず。六十両、数十両との記録もある。P123	『翁の話』に五円(両の間違い)とあり、この証言は決定的な重みがある。P162	『翁の話』、『鼓雪全集』の信憑性。不足があったとすれば、「忠七費用引受」の不履行が問題 <sup>20</sup>

『あらきとうりょう149号』巻頭グラビア。  
中山新治郎筆. 明治32年頃

## 「翁より聞きし咄」について

『研究ノート』の批判書である『あらきとうりょう149号』はその巻頭グラビアに「翁より聞きし咄」の写真を載せています。また、その単行本化である『確かな教理解のため』はその全文(P198～206)を載せています。

内容は「翁」である伊蔵の入信から慶応2年の小泉不動院がお屋敷に来たころまでがほとんどです。

また、伊蔵の体験談だけが書かれているのかというとそうでもないようです。たとえば、「慶應二年秋ノ頃、不動院来リ暴行シ、夫レヨリ大豆越村へ行き、山中宅ニテ暴行シ、此時御幣ニテ忠七翁ノ頭ヲ叩ケリ(『ノート批判』P204)」とありますが、伊蔵が後を追っかけて忠七宅まで行って見たわけではないでしょう。

『ノート批判』が「五月の入信以降に経験したいくつかの出来事について、貴重な証言を行い……この証言には決定的な重みがある(P162)」と云えるほどの信頼性がその内容にあるかどうかやや疑問に感じます。

元治元年即チ三十五年前五月頃里女半産破カレ産後モツレニ依リ近辺ノ医師ニ掛リ種々チクセドモ其効ナク困リテ河内富田村ニ産ニ妙チ得テル者アルト云フ聞タ有具処ニ依リ行ク積リナリシ処ニ碓氷村喜三郎ナル人七糸村ノ矢追下申スニ医者ノ処ニ行キ歸リカケ横田村ニテ咄シ居ルヲ聞クニ庄屋敷村ニ産ニ妙ナル神様アルトノ一聞ニタト教エラレニ付庄屋敷村ハ何レニ当リヤト寄り集リ居ル人々ニヨリテラレニ庄屋敷トハ布留村ノ下ト聞キ夕景ニ始メテ余許ス其村本司様小寒様生宅小寒様御得不遊バハ何レヨリ御越シナリニシト 飯降翁翁市ノ高島ノ本堂ヲル 飯降屋ヲ御在ニテ有ヤト御尋ネニナル

飯降翁ノ話

『ひとつことはなし』P34.「翁の話」  
中山正善. 昭和11(1936)

父様の手記を整理してみると、「翁より聞きし咄」と題した半紙型十一枚の一綴りが見つかりました。[今ヨリ二十五年前云々]とある点より推して、明治三十二年の聞き書きらしい色々な事が毛筆で刻明に記されてあります。翁の入信の事から勤場所の普請の件、その他の事柄について思ひ出されしまゝに聞き書きされたものらしい。

**史実としての当不当を論ずるのではなく、**此の聞き書きにしたがってその頃の様子を偲んでみませう。皆さんの熟知してゐる事柄ではありますが。

「翁の話」 おきなのはなし 明治32年(1899)頃、本席飯降伊蔵の話を初代真柱中山真之亮が聞き書きしたもの。表紙題簽には「翁より聞きし咄」と、また内題には「飯降翁ノ話」とある。原本は半紙型11枚綴りのものであるが、初代真柱50年祭記念として昭和38(1963)年12月、2代真柱によって写真版が出版された。／ 翁とは言うまでもなく本席飯降伊蔵のことである。書き出しが「元治元年即チ三十五年前」とあることから明治32年の聞き書きであろうと推定される。／ 内容は、本席妻さとの産後の病より入信のこと。つとめ場所ふしんのこと、大和神社ふしんのこと、針ヶ別所の助造事件のこと、小泉不動院のこと、本席お屋敷へ入り込むこと等である。(『改訂天理教事典』)

# 大和神社事件

(※上棟の) 翌二十七日朝、一同が、これから大豆越村へやらせて頂きます。と、申し上げた処、**教祖は、／「行ってもよろし。行く道すがら神前を通る時には、拝をするように。」／と、仰せられた。**そこで、人々は、勇みに勇んで大豆越村へ向って出発した。秀司、飯降伊蔵、山中忠七、芝村清蔵、栄太郎、久太郎、大西村勘兵衛、彌三郎、兵四郎、安女、倉女、彌之助の人々であった。

山口村、乙木村を左に見て進むと、間もなく行く手に、佐保庄、三昧田の村々が見える。尚も南へ進み、やがて大和神社の前へ差しかゝると、誰言うともなく、教祖が、神社の前を通る時は拝をして通れ、と仰せになった。拝をしよう。と、言い出した。そこで携えて居た太鼓を、社前にあった四尺ばかりの石の上に置いて、**拍子木、太鼓などの鳴物をカ一杯打ち鳴らしながら、／「なむ天理王命、なむ天理王命。」／と、繰り返し／＼声高らかに唱えつづけた。**／これを耳にした神職達が、急いで社前へ出て見るとこの有様なので、早速、**中止を命じると共に、太鼓を没収**した。

この日は、大和一国の神職取締り、守屋筑前守が、京都から戻って一週間の祈禱をして居る最中であつた。由緒深い大和神社の社前で、卑属な鳴物を用い、聞いた事もない神名を高唱するとは怪しからん。お前達は一人も戻る事は相成らん。取調べの済む迄留めて置く。と、言い渡した。段々と取調べの上、祈禱の妨げをした。とて、**三日の間、留め置かれたので、中には内心恐れをなす者も出て来た。**(『稿本教祖伝』P56)

(『復元32号』P315)  
考五十一、勤場所建築の工程  
イ、即、只今の北の上段の間が、同年十月に出来上り、その冬中に内造り出来ました。(辻忠作手記、『教祖伝』明治卅一年)  
ロ、斯くて元治元年、九月十三日を以て、『手斧始め』をなし、十月廿六日に上棟式を行はれた。(第十一回集成部會議原案)

「つとめ場所」の上棟が行われた翌日、大和神社事件は起こります。明治34年5月25日のおさしづ「一寸ふしあつた。皆退いて了た」というのは三日間も留置かれたので、それに「恐れをなす者も出て来た」ことを指していると解釈されているように思いますが、**実際は違ふのではないか**という気がします。大和神社事件とは何だったのかを見ていきましょう。

なか／＼これ三十八年以前、九月より取り掛かり、十分一つ道よう／＼仮家々々、仮家は大層であつた。一寸ふしあつた。皆退いて了た。(おさしづ明治34年5月25日)

## 慶応元年説を主張する『研究ノート』

『研究ノート』は大和神社事件は慶応元年に起きたという説を主張しています。その根拠は明治31年の中山新治郎作「教祖伝」に「慶応」とあることですが、これを採用するとつとめ場所ふしん自体が元治元年ではなくなってしまいます。もう一つ慶応元年説の根拠とするのが没収された鳴り物を返してもらう時の請書です。この日付が慶応元年なのです。しかし、明治31年8月26日おさしづには「大豆越忠七、大工に道で言い付けて」という言葉の前に「上棟」という文字もあって上棟があった直ぐ後という印象を受けます。

この事件の時、忠七宅へ向かう一行は「鳴り物」を持っていました。なぜ持っていたのでしょうか。芝村の信者の子孫に伝わる話では上棟に際し鳴り物が不足しているからという理由で持参することになった、中山家で一泊しての帰りに事件は起きたわけですから、持参していた鳴り物も一緒に持ち帰っていたわけです。とすると上棟の翌日に事件が起きたことは否定できない事実のようです。



明治四十年以前、つまり、本席が生存中に書き残された資料、あるいは話されていたことには、棟上げの翌日に大和神社の事件が起こった、とは何処にも書いてありません。完成した後起こった、と書いてあるのです。また、記述そのものがない資料もあります。その他にもはっきりとした資料があるので、大和神社のことは棟上げの時とは全く別な事件として考えるべき事と思われます。／ 慶応元年十一月十一日。これは真柱宅に残っている大和神社への公式な詫び状の日付です。その数日前の事と思われますが、何かお祝い事をしたいと山中忠七が言い出しました。もちろんこれはつとめ場所の棟上げの翌日ではありません。日付から言えばその一年後です。いつも教祖のお側で一生懸命御用をしている伊蔵達に、何かお礼でもしたいというわけで、家に招待をしたものと思います。『稿本教祖伝』では、「皆が出掛ける時に教祖が、神前では拝をせよ」と言ったことになっていますが、飯降伊蔵が語ったおさしづには、次のように書き残されています。（『研究ノート』P132）

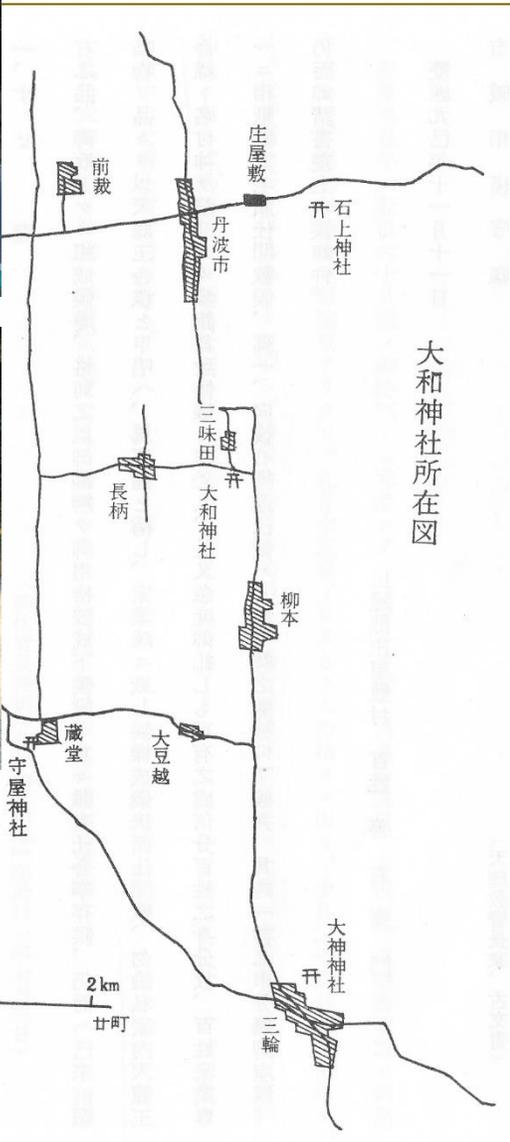
神名を唱えた場所はどこか？



一行は三味田を抜けると一の鳥居の方へは行かず、細い道を通って直接神前に出るルートを取ったと考えられます。M31年教祖伝に「鳥居前」とあるのをおさしづは「神殿の前」といい、それ以降の文献は皆「神前」と表記しています。



『ノート批判』が「芝村一行が神名を唱えたと考えられる場所」



一の鳥居から本殿まで約300m、かなり遠い。この距離で神社の行事の邪魔になったのか疑問が生じます。それで、『研究ノート』の著者は参道とクロスする本殿に近い道を通ったと想定しています。



『研究ノート』が「芝村一行が神名を唱えたと考えられる場所」

『復元32号』

中山新治郎筆の2冊の教祖伝(明治31年作と40年作)は内容が異なる

『教祖様御伝』(俗に「ひらがな本」)中山新治郎.明治40年頃の作とされている。本席は明治40年6月に亡くなっている。

『稿本教祖様御伝』(俗に「カタカナ本」)中山新治郎.表紙に「明治31年7月3日」と書かれている。

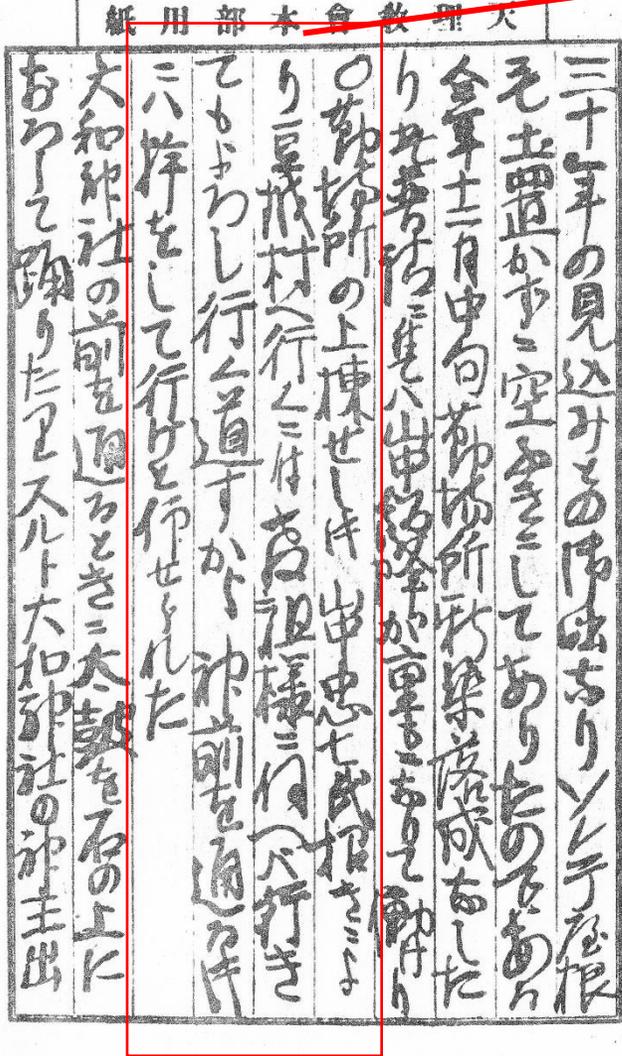
(『復元33号』P44)

『研究ノート』は明治31年本の記載内容を重く見えています。

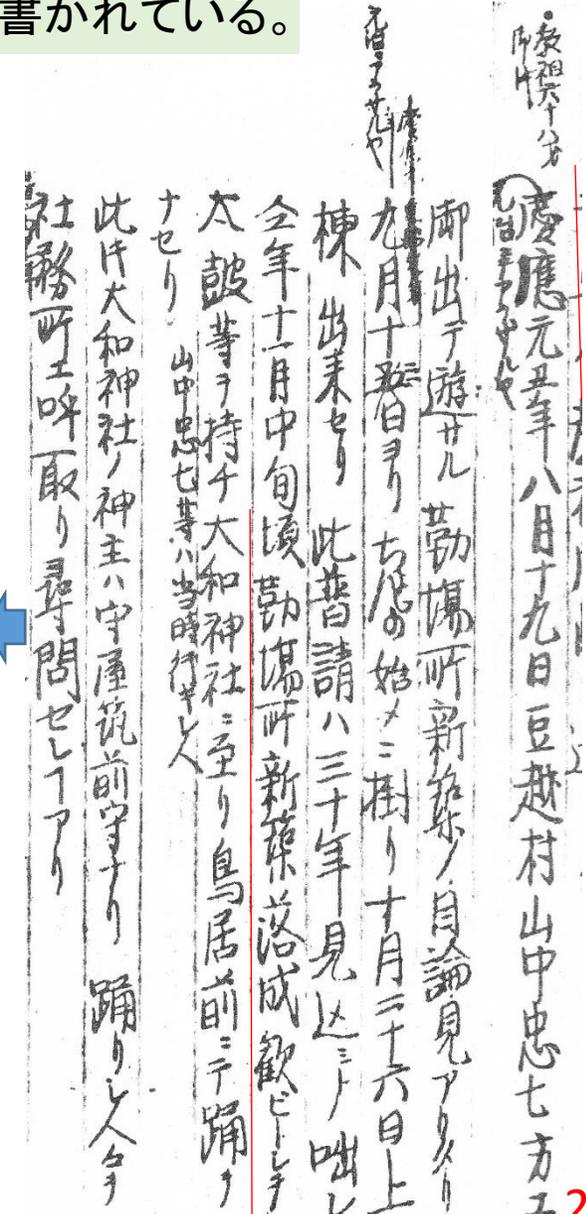
二、慶応元丑年(教祖六十八歳ノ御時)、(元治ニテアラザルヤ。)八月十九日、豆越村、山中忠七方工御出デ遊サル。勤場所新築ノ目論見アリタリ。九月十三日、ヨリちよんの始メニ掛り、十月二十六日上棟出来セリ。此普請ハ三十年見込ミトノ咄シ。同年十一月中旬頃、勤場所**新築落成歓ビトシテ**、太鼓等ヲ持チ、大和神社ニ至リ、**鳥居前**ニテ踊リナセリ。山中忠七等ハ當時行キシ人。此時大和神社ノ神主ハ守屋筑前守ナリ。踊リシ人々ラ社務所工呼取り尋問セシ事アリ。(初代管長様御手記、『教祖傳』明治卅一年七月三日)(『復元32号』P326)

勤め場所の上棟せしトキ、山中忠七氏招きニより豆越村へ行くニ付教祖様ニ伺へバ行きてもよろし行く道すがら**神前**を通るトキニハ拜をして行けと仰せられた

右の『稿本教祖様御伝』には、上棟の翌日ではなく落成後になっていて、教祖に拜をせよと云われたとは書かれていません。それから約十年後に同じ中山新治郎氏が書いた『教祖様御伝』には、「上棟せしとき」とあり、教祖に神前を通るときは拜をせよと云われたとあります。



(『復元33号』P201)



# 『翁(本席)より聞きし咄』と『おさしづ』で異なる本席の言葉 神前での拝を命じたのは「教祖」か「忠七」か

「上棟」の時に「神前の前を通るときは拝をせよと教祖に云われた」と記す文献が、もう一つあります。それは、初代管長中山新治郎氏の手記、『翁より聞きし咄』で、この手記は本席の話の聞き書きです。ところが、翁(本席)の言葉の筆記録である「おさしづ」には、「大豆越忠七、大工に道で言い付けて」とあり、日付は上棟の時のような表現になっています。そして「三日留め置かれ、万々所の役人に掛け合うて知らし、どうなつと詫して、それより道の順序、廃つて了うた」とあります。**同一人物の話が異なっている**のです。

## 「翁より聞きし咄」

瓦ヲ注文ス

九月十三日 ちよんの始メ

十月 日 上棟シ瓦唐葺ニス

此山中翁ノ招キニヨリ、豆越エ行クコトヲ教祖ニ伺ヒ行キテモ

宜シ 道スガウ神前ヲ過グルトキ、神前ノ四尺程ノ石ノ上ニ太鼓ヲ載

セ、南無天理王命ト申シテ踊レリ。然ル処エ、神主一人出テ来リ、太鼓ヲ取リアゲテ家ノ中エ持

チ行ケリ。而シテ一人モ帰ルコトナラヌト申付ケリ。夫ノ人名ヲ取調ラベ、サシ紙ヲ処ノエ

差出ダセリ。其トキノ人名ハ秀司君、飯降翁、山中翁、芝村清蔵、栄太郎、久太郎、大西村勘

兵衛、弥三郎、兵四郎、倉、安、弥之助、等ナリ。大和社務所ニテ三日留メ置カル。

之助等ナリ。大和社務所ニテ三日留メ置カル。

サシ紙ヲ処ノエ差出ダセリ。其トキノ人名ハ秀司君、飯降翁、山中翁、芝村清蔵、栄太郎、久太郎、大西村勘

兵衛、弥三郎、兵四郎、倉、安、弥之助、等ナリ。大和社務所ニテ三日留メ置カル。

之助等ナリ。大和社務所ニテ三日留メ置カル。

瓦ヲ注文ス。／ 九月十三日、ちよんの始メ。／十月 日、上棟シ瓦唐葺ニス。  
此トキ山中翁ノ招キニヨリ、豆越エ行クコトヲ教祖ニ伺ヒ、**行キテモ宜シ、道スガウ神前ヲ通シバ、拝ヲシテ行ケト申付ケ玉フ**。大和神社前ヲ過グルトキ、神前ノ四尺程ノ石ノ上ニ太鼓ヲ載セ、南無天理王命ト申シテ踊レリ。然ル処エ、神主一人出テ来リ、太鼓ヲ取リアゲテ家ノ中エ持チ行ケリ。而シテ一人モ帰ルコトナラヌト申付ケリ。夫ノ人名ヲ取調ラベ、サシ紙ヲ処ノエ差出ダセリ。其トキノ人名ハ秀司君、飯降翁、山中翁、芝村清蔵、栄太郎、久太郎、大西村勘兵衛、弥三郎、兵四郎、倉、安、弥之助、等ナリ。大和社務所ニテ三日留メ置カル。

それじゃ棟上げせい棟上げせい。これが始まり。棟上げしたらどんな道が付いて来るで。神が言い聞かし、どんな事も思わず道を通り棟上げした。これでよい／＼。神が入り込んで居るから、按配よう成って来るで。これは**大豆越忠七、大工に道で言い付けて、人数神殿の前を通れば、拝して通れ**。これで結構や。なむ天理王命ノ唱え、太鼓叩いてつとめをし、他に居て一人の家守に事が成らず、門を閉めて了い、何構わん。皆入れ／＼。三日留め置かれ、万々所の役人に掛け合うて知らし、どうなつと詫して、それより道の順序、廃つて了うた。その暮になって往なずと、存命の者尋ねば分かる。混り／＼、人間心を変えて曖昧とな。もう道の知らん事はどうもならん。(『おさしづ』明治31年8月26日夜 刻限)

「誰が命じたか」 — 「教祖」か「忠七」か。「どこで神名を唱えたか」 — 「鳥居前」か「神前」か。

中山新治郎筆 明治31年教祖 伝 (カタカナ本)	おさしづ (明治31年8月26 日夜 刻限)	「翁より聞きし 話」(明治32年 頃、中山新治郎 筆)	中山新治郎筆 明治40年教祖伝 (ひらがな本)	昭和7年集成部会 議	昭和31年 『稿本教祖伝』
<p>同年十一月中 旬頃、勤場所 新築落成歡ビ トシテ、太鼓等 ヲ持チ、大和 神社ニ至リ、 鳥居前ニテ踊 リナセリ。山中 忠七等ハ當時 行キシ人。</p>	<p>棟上げしたらどん な道が付いて来 るで。神が言い 聞かし、どんな事 も思わず道を通 り棟上げし た。…… これは大豆越忠 七、大工に道で 言い付けて、人 数神殿の前を通 れば、拝して通れ。</p>	<p>此トキ山中翁ノ 招キニヨリ、豆 越エ行クコトヲ 教祖ニ伺エハ、 行キテモ宜シ、 道スガラ神前ヲ 通レバ、拝ヲシ テ行ケト申付ケ 玉フ。</p>	<p>勤め場所の上棟 せしトキ、山中忠 七氏招きニより豆 越村へ行くニ付教 祖様ニ伺へバ行 きてもよろし行く 道すがら神前を 通るトキニハ拝を して行けと仰せら れた</p>	<p>十月廿七日、教祖 様の御許しを得て、 十二名の人々が、 大豆越村の山中氏 宅に行くことになっ た。教祖様は、『大 豆越へ行くなら、大 和神社の前を通る から、拝をして行 け。』と仰せられた。</p>	<p>山中忠七が、棟上げのお祝 いに、明日は皆さんを自宅 へ招待させて頂きたい。と、 教祖に申上げると、教祖は 快く許された。／ 翌二十七 日朝、一同が、これから大豆 越村へやらせて頂きます。と、 申し上げた処、教祖は、／ 「行ってもよろし。行く道すが ら神前を通る時には、拝をす るように。」／と、仰せられた。</p>
		<p>参加者の名前あり、 『稿本』と同じ。 《八島氏はこれを M31おさしづの前 に書かれたとする。 (No350P24)》</p>	<p>明治40年6月、本席 亡くなる。</p>	<p>秀司様、飯降、辻、 中田、松尾、堀内 (與之助)、清蔵、勘 兵衛、兵四郎、栄太 郎、兵之助、禰三 郎？</p>	<p>秀司、飯降、山中忠七、(芝 村)清蔵、栄太郎、久太郎、 (大西村)勘兵衛、弥三郎、 兵四郎、安女、倉女、弥之助 計12名</p>

# 支払い

棟上げの後も工事は順調に内造りが進み、十一月中旬にはどうやら完成し、十二月中旬には全て竣工した、と古い資料には書かれています。ところが、この年も幕れとなって、支払いの期限が近づいて来たにもかかわらず、**秀司は払おうとしない**のです。／ 本部の資料にある三十両説をとっても、つとめ場所は三間半に六間というたった二十一坪ですから、まるで教室か倉庫のような建物で、内部は八畳間が三つと六畳間が三つに、ただ仕切っただけで何もないに等しいものでした。**最初に寄ったお金だけで十分な金額が秀司の手許にあるはず**なのです。／ しかし、秀司は、材木代の残金はこかん名義の普請なのだから、こかんの借金ではないか、材木を注文して切ったり削ったりしているのは伊蔵ではないか、というわけ

です。  
そういう状況の中で、伊蔵は大工であり、自分が材木を入れたのだからと、支払い期日前に阪の大新に行って「いろいろと費用がかさみまして支払いが出来ません。どうか待って頂きたい」と頼み込んでいます。そしたら、「まああんたも大変だろう」と快く待ってくれた、ということです。お金を受け取った秀司と山中忠七は結局、支払いをしないまま年を越してしまいます。  
(『研究ノート』P124)

	『稿本教祖伝』	『研究ノート』	『研究ノート』批判	コメント
支払い	12月26日、納めのつとめ。27日、伊蔵、瓦屋、材木屋に支払い延期の断り。	手間引受の伊蔵が借金返済の断りに行った。	伊蔵の行動に秀司、こかんも喜んだ。P181『翁の話』	支払いは行われなかったということで一致している。

『稿本』の内容は、ほぼ「翁の話」に準じて居ます。

秀司は、大和神社の一件では費用もかゝったし、普請の費用も次第にかさんで来たし、この暮はどうしたものかと、心配したが、伊蔵が、何にも案じて下さるな。内造りは必ず致します。と、頼もしく答えたので、秀司は安堵した。／ 大和神社の一件に拘らず、つとめ場所の内造りは進んだ。・・・・・翌二十七日、お屋敷へ帰って来て、直ぐ材木屋と瓦屋へ断りに行き、お聞きでもありましようが、あの大和神社の一件で費用もかさみましたし、今直ぐ払う事は出来なくなりましたので、暫く待って下さい。決して損は掛けませんから。と、頼んだ。そこは、親神の守護と平生からの信用で、両方とも快く承知してくれた。この旨を、秀司とこかんに報告した処、二人とも安堵して、今は、三町余りの田地が、年切質に入れてあって儘にならぬが、近い中に返って来る。そしたら、田地の一、二段も売れば始末のつく事である。決して心配はかけぬ。と、慰めた。（『稿本教祖伝』P59）

全月二十七日、翁櫟ノ本ヨリ来リ、坂ノ材木屋、守目堂ノ瓦屋エ節期ノ断リニ行ケルニ、御聞キ被下タデ有リマシヨ、大和デノコト彼件ニ付、費用モ嵩ミシキ付、当度払フコト出来難キニ付、暫ラク待ツテ貰フトテ頼ミニ来リシナリ、決シテ損ハカケマジク、間待ツテ被下ト申サレタレバ、両方トモ異議ナク承諾セラレタリ。其トキ守目堂ノ瓦屋ハ天保銭八枚ニテ商売シカケテヨリ四年目トノ事。翁帰り来リ、材木屋モ瓦屋モ承知セラレシ旨申サレタレバ、秀司君モ悦ビ玉エリ。小寒女モ悦ヒ玉ヒテ仰セラルニ、私ノ内モ田地ハ三町余リモアルケレドモ、今ハ年キリニテ預ケテアルカラ、自由ニナラヌケレド、暫ラク辛抱スレバ戻ルカラ、其トキ壺、貳反ノ田地ヲ売レバ、夫レデ借金ハ返セルカラ、神様ガ捨テゝ置カセラレテモ私等ガ捨テゝ置カヌ、決シテ損ハカケヌ、ト仰セ玉エリ。秀司君モ全様ニ仰セ玉エリ。秀司君、飯降氏ニ仰セラルゝニハ、ヲマエ掛リカラ今日迄、一文ノ物モ以テ帰ランカラ、御前ノ帰ルノヲ見ルニ見兼ネルニ依リテ、今肥米三斗アルカラ、夫レヲ持ツテ帰レト仰セラレシヲ、翁ハ其内壺斗ヲ頂ヒテ帰レリ。然ル処ヨシ佐ヨリ家賃ノ請求ニ逢フ。直ニ持ツテ帰リシ米ニテ家賃ヲ治ム。市ノ本ハ家賃ノ外ニ肥ノ米ヲ家主ニ渡スノ習慣アリ。翁ハ家ヲ明ケテ、長ラク屋敷エ来リ居ラレシニヨリ、肥タマリテ居ラヌ故ニ、肥ノ米ノ請求ス。然ルニ持合セノ金ナキ故、梶本翁ニ依頼シテ、金子百五十目ヲ借用シテ其義務ヲ果サレタリ。（「翁より聞きし咄」P202）

## 「ふし」とは不払いのことか？

「仮家は大層であった。一寸ふしあった。皆退いて了た。大一人になった事思てみよ／＼」の中の「ふし」とは、大和神社事件のことではなく、普請のお金が支払われなかったことではないでしょうか。『研究ノート』の著者八島氏は同氏の個人誌『ほんあづま』の中で、「おさしづ」を引用して慶応元年以降教祖のもとにお金が来なくなったことを書いています。ただ「一寸ふしあった。皆退いて了た」部分は引用していません。八島氏も「ふし」とは「大和神社事件」のことだと思っているから、「ふし」も引用してしまうと、その後の解釈、「秀司がお金を取り込んでいる」とことと結びつかなくなってくると考えて引用を避けたと思われる。しかし、「ふし」とは普請金は集まっているのに、払わなかったことと考えれば、この「おさしづ」は「ふし」を含めて意味が一貫してきます。

なか／＼これ三十八年以前、九月より取り掛かり、十分一つ道よう／＼仮家々々、**仮家は大層であった。一寸ふしあった。皆退いて了た。大一人になった事思てみよ／＼。**八方の神が手打った事ある／＼。八方の神が手を打ったと言うてある。／ それより又一つ／＼ あちらからこちらから、だん／＼成って来たる間、丸九年という／＼。年々大晦日という。その日の心、一日の日誰も出て来る者も無かった。頼りになる者無かった。九年の間というものは大工が出て、何も万事取り締まりて、よう／＼随いて来てくれたと喜んだ日ある。これ放って置かるか、放って置けるか。それより万事委せると言うたる。そこで、大工に委せると言うたる。これが分からん。（『おさしづ明治三十四年五月二十五日』）

教祖の許でたすかった人達を見せ、あの様にたすかるのだ、あの様に勇んで通れるのだとお参りに来る人を皆拝み祈祷の所に寄せ、祈祷料や賽銭を取ってしまったのです。その頃の記録では慶応年間に、一日六・七十人の人がお願いを持って願を掛けに来ているのです。／ 秀司さんの所にはその様に祈祷料や賽銭が入って来るのです。ところが、このおさしづには、

### － M34.05.25おさしづ《下線部分の引用》あり －

何故中山家の人があるのに本席が最高責任者であったのかという、その理由の一つが出ているのです。このおさしづの慶応元年から丸九年の間というのはこかんさんが亡くなる時期までを指しているわけです。天輪王明神が取り払われるまでの時期を指しているのです。中山家を外から見れば秀司さんの所には大物の協力者の山中忠七さん、山沢さんというような人達がぞろぞろ来て、何十人もお参りに来ているのです。お金もざくざく入っているのです。そして、贅沢に墮ちてしまっているのに、教祖やこかんさんの所へは誰も来る人がなかったという状態だったのです。

そして、伊蔵さんが働いたお金を持って、大晦日に年を越すために教祖の所へ行かなければならなかったというおさしづが出ている時、秀司さんが教祖の許に来る信徒さんを取り込み、お金も取り込み教祖の方には出さなかったので別財布になってしまったのです。（『ほんあづま』 No.227. P7. 八島英雄. 1988）

<p>① こかん名義裁許状</p>	<p>「こかん名義の裁許状」はその真偽はともかく、文久4(元治元)年2月に発行された。その裁許状は昭和56年に守屋筑前が神主をしていた村屋神社で見つかり、資料集成部が受取った。どのようにして守屋筑前の手に渡ったかは不明である。元治元年に行われた「<b>つとめ場所</b>」普請が<b>無事済んだのは、この裁許状が何らかの役割を果たしたと考えられる。</b></p>
<p>② つとめ場所</p>	<p>元治元年頃には毎日の参詣者が2, 30名、命日の26日には100名を超え、その<b>人々が座れる場所が必要になっていた。</b>そこに大工の伊蔵が入信したことから建築の話が具体的になっていった。</p>
<p>③ 費用</p>	<p>『稿本教祖伝』の5両説は『翁より聞きし咄』に基づいている。同書の費用分担は『復元32号』にある集成部会議による。集成部会議は集まった金額は30両とあり、この違いを『ノート批判』は、昭和3, 4年刊行の『増野鼓雪全集21』「本席の生涯」の記述より<b>申告金額と実際に集まった金額の違い</b>とし、これは大和神社事件で人が引いたためと、説明する。ただ、<b>他資料の「数十両」説、「山中忠七費用引受」とあるのに、年末に伊蔵が支払いができない旨伝える役回りは臍に落ちない。</b></p>
<p>④ 大和神社事件</p>	<p>『研究ノート』は中山新治郎筆の「カタカナ本」、鳴物の請書を根拠に慶応元年説を採っているが、おさしづM31.8.26、34.5.25どちらも元治元年と思われる言葉が入っていることなどから、やはり<b>大和神社事件が起こったのは元治元年の上棟の翌日と考えられる。</b>問題は誰に命じられたのかであり、これはおさしづの「<b>大豆越忠七、大工に道で言い付けて</b>」ではないだろうか。神社前でつとめをした12名の内、芝村、大西村の9名は鳴り物持参でお屋敷に行った帰りであり、忠七は宴を提案した本人、秀司は中山家の当主で、伊蔵は信仰的には6月に入信したばかりで忠七や当主の誘いは断れまい。</p>
<p>⑤ 支払い</p>	<p>「山中忠七費用引受」ということで始まった普請が、大和神社事件をきっかけに人が来なくなり予定金額が集まらなかったとあって、<b>手間引受の伊蔵が謝りに回るといのは臍に落ちない。</b>また、<b>慶応3年</b>の参詣者は2か月間で2000名を越える。支払う気持ちがあれば、<b>その額は容易に集まった</b>と思われる。</p>

『研究ノート』はこかん名義の裁許状を取り上げるための作為として大和神社事件を主張していましたが、これは違うようです。しかし、何か作為的なものも感じられます。ここで、関係人物の素性を見てみましょう。山澤良治郎は山中忠七の親戚で忠七とほぼ同時期に入信し、守屋筑前とも親戚でした。

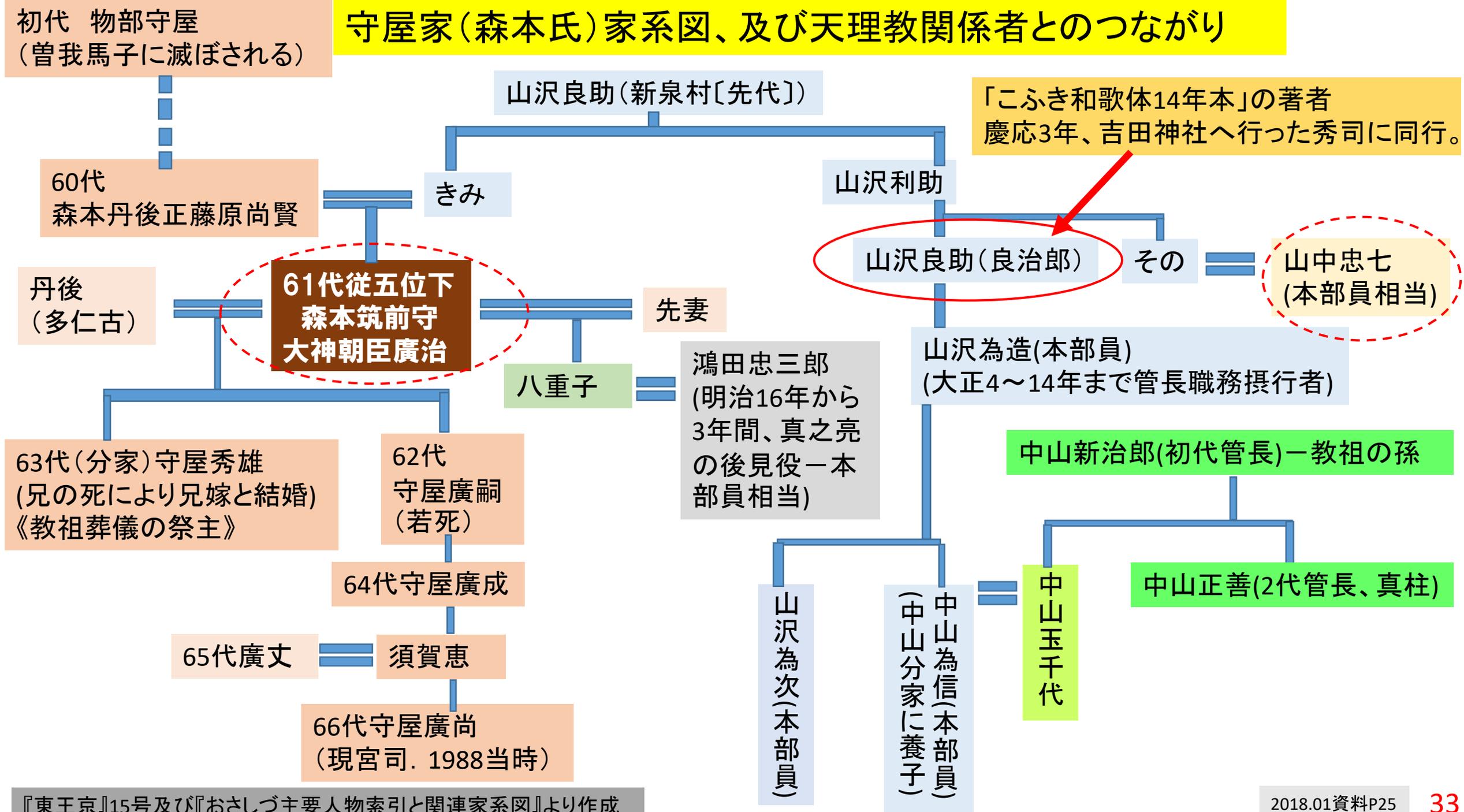
**山澤良治郎** 山澤良治郎(最初は良助)は、天保2年(1831)2月22日、父利助、母べんの5人兄弟姉妹の長男として生まれる。**元治元年**(1864)、34歳のとき、実姉山中その(山中忠七の妻)のふしぎなたすけを目の当たりにして熱心に**信仰**するようになる。住居は大和国山辺郡新泉村(現、天理市新泉町)。妻のぶとの間に、良蔵、為造、音吉の3人の子供があった。／元治元年、おやしきでは、つとめ場所の普請がすすめられており、その棟上げが立教の元一日ゆかりの10月26日に質素にとりおこなわれた。**良治郎は都合で参拝していない。それに代わって二男為造(※1858生元治元年数え7歳)が弟音吉を背負い、手に重箱をもって新泉から参拝している。**／その後、いわゆる「大和神社の一件」があって、その収拾策の一端を山澤良治郎がになったことが『稿本天理教教祖伝』(58頁)に記されている。大和一円の神職取締であった**守屋筑前守は、山澤家の親戚筋、すなわち良治郎の叔母きみの嫁ぎ先であって、良治郎の叔父**に当たったからであろう。／慶応元年(1865)の助造事件に際しても、その破邪顕正に**守屋筑前守の代理として山澤良治郎が参席**している(同65頁)。また、慶応3年吉田神祇管領の公許を得るべく願い出たときにも、**秀司の供として、守屋筑前守同道の上、京都に上っている**(同97頁)。(『改訂天理教事典』)

この事件は、忽ち伝わって、庄屋敷村へも、大豆越村へも、又、近村の信者達へも聞えた。お屋敷では、こかんを始め残って居た人々は、早速家々へ通知するやら、庄屋敷村や櫛本村の知人や、村役人に連絡して、釈放方を依頼するやら、百方手をつくし、新泉村の**山沢良治郎からも、筑前守に掛け合うた。**／又、櫛本村から庄屋の代理として岸甚七が来て掛け合うてくれたが、謝るより外に道がない。とて、平謝りに謝って貰った処、悪いと言うて謝るならば、容してもやるが、以後は決してこういうところは寄ってはならぬ。との事で、今後決して致しませぬ。と、請書をかいて、漸く放免して貰うた。まだ日の浅い信者の中には、このふしから、不安を感じて落伍する者も出て、そのため、折角出来かゝって居た講社も、一時はぱったりと止まった。(『稿本教祖伝』P58)

助造の方でも、直ぐには帰んで貰う訳には行かぬ。と、言い出し、かれこれして居る中に、奈良からは、金剛院が乗り物でやって来る。こちらにも、**守屋筑前守の代理として山沢良治郎が到着する。**いよ／＼談判が始まった。(『稿本』P65)

慶応三年六月、添書の願を古市代官所へ提出し、領主の添書を得て、**秀司は、山沢良治郎を共に、守屋筑前守も同道して京都へ上り、吉田神祇官領に出願し、七日間かゝって、慶応三年七月二十三日付けで、その認可を得た。**(『稿本教祖伝』P97)

# 守屋家(森本氏)家系図、及び天理教関係者とのつながり



山伏が乱入してくるということは、この時点で「こかんの裁許状」の効力は無くなっていたと思われます。この話は「おさしづ」「翁より聞きし咄」にどちらにも出ていて、『稿本教祖伝』にも採用されています。

庄屋敷村の生神様の、あらたかな靈験を讃える世間の声が、高くなるにつれ、近在の神職、僧侶、山伏、医者などが、この生神を論破しようと、次々に現われた。

慶応元年六月の或る夕方、天理王命と申して、日暮に灯も點さぬのか。と、言いながら、二人の僧侶が入って来た。こかんが応対に出ると、つか／＼と歩み寄り、その両側に白刃を突き立て、難問を吹き掛けた。隣りの六畳の間に居た飯降伊蔵は、いざと言えば飛び出そうと身構え、はら／＼しながら問答を聞いて居た。

しかし、こかんは、平然として常に変わらず、諄々と教理を取り次いだ。僧侶は、理に詰った挙句、畳を切り破り、太鼓を切り裂くなど、暴れ散らして出て行った。（『稿本教祖伝』P62）

「同年六月頃云々」として法蓮寺、光蓮寺の論難客の様子が書かれてあります。

「同年六月頃、夕景、田村法蓮寺、田井ノ庄光蓮寺等来り、小寒様ノ座側ニ到り、両側ニ刀ヲ差シツラヌキ、種々問答ニ及ヘリ、小寒様ハ平氣ニテ常ニ変ラヌ御咄シナシ玉エリ、兩人理ニツマリテ仕方ナヒカラ畳ヲキリ、太鼓ヲ切りナドシテ暴行致シ帰レリ、此時彼等兩人入り来ル時飯降翁ハ入口ノ六畳ノ間ニ居ラレシナリ、彼等入りガケニ、天理王ノ命ト申シテ日暮ニ火モトモサヌノカト言ヒグサ云ヒテ入レリト・・・（※「翁より聞きし咄」）

教祖様とではなくて小寒様と問答した様子ではありますが、此問答を六畳の間で聞いてをられた伊蔵翁の心地はどうだつたでせう。

如何なみちすがらもつれて通るとは、日頃のお話でよく胸に治まって居ましたらうが、さりとて、理不尽な白刃沙汰、思ひ出すさへ肌寒く思ふは人間の常であります。（『ひとことはなし』P61. 中山正善. 1936）

そんな事は年限経てば何であったやらこんな事かえ、そういう事であったかえ、そうやったか。三十年の上になるやろう。三十五六年以前には、先と思て居たのに何とかい無いなあ。その時分はよいと思て居た。元元はなあ、何処の坊主やら分からん者が、門口さして暴れさって／＼、どうしようや知らんと思た事もあったなあ。そら六月頃やあったなあ。・・・六月頃の話、坊主来よったのがあら古い事、畳へ刀を抜きやがって、ぐさと差しよった事もあって、どうしようやなあ、こうしようやなあ、その時の事第一思う。（明治31年12月31日午前1時刻限御話）

1867<慶応3>年 「御神前名記帳」(作成者不明)による4, 5月の参拝者、計2000名を越える。

慶応3年 『御神前名記帳』		21	85(20)
4月(人)	5月(人)	22	9(3)
		23	84(20)
		24	51(12)
		25	53(18)
1	45(14)	26	156(37)
2	36(8)	27	47(15)
3	36(9)	28	76(25)*
4	34(11)	29	58(13)*
5	87(33)	30	55(16)
6	49(15)	計	1835人 (495)*
7	65(11)		339人 (88)*
8	58(21)	備	*印は破損などで 判読不明の箇所が あることを示す
9	86(22)		
10	80(27)	考	
11	47(9)		
12	55(11)		
13	57(9)		
14	67(13)		
15	115(31)		
16	103(23)		
17	89(28)		
18	75(24)		
19	64(22)		
20	64(17)		

慶応元年に山伏が乱入したということは、相変わらずお屋敷には参拝者が多かったということ。慶応3年には毎日50~100人が訪れています。元治元年頃以降、信者は大和一元に拡がっています。芝村、大西村の人他が3日間留置されたといっても、全体の信者が減少したとは考えにくいように思えます。

「御神前名記帳」に記載されている人々は、こっそり、ひそやかにお願いに来た人々ではないかという感じがする。そして村々では下層にある人々ではなかったかという気がする。  
何村の誰某と名のおった人は、まず一人も出ておらない。十中八九分までは、一時限りの願人で、三十五日間の間だが、二度三度名の出ているものは、あるにはあるが、まことに少い。十二年後の「天輪王講社名簿」に名の載っている人、信仰をつづけた人は、あるにはあるが、数は少ない。村の他の人々(少くとも村の役もちの人たち)に知られんように、秘かに願い来た人々のような感じがする。(「『御神前名記帳』と『天輪王講社名簿』に見る信仰地域の推移」高野友治.P112.『やまと文化』47号.1968)

『辰年大寶恵』について一慶応四年の賽銭と中臣祓(『教祖とその時代』上野利夫.1991 P260の表を修正)

秀司名義の裁許状を取得するための準備が進む中、お屋敷には連日多数の人々が願いに来ていたようです。  
慶応3年の4, 5月に来た人の記録「御神前名記帳」が残されています。高野氏の解説では、これは初めて来た人などが主で、何度も来ているような人は記録されていないとのことで、実際はもっと多かったと考えられます。

## 慶應二年秋、山伏乱入

慶應2年秋にまた山伏がやって来て暴れます。今度はその足で忠七宅へ行き、御幣で頭を叩いて、来た道に戻る形で古市代官所へ行き、お屋敷の実状(無許可で宗教活動をしているという事)を訴えたわけです。ここから秀司名義の裁許状取得活動が始まったような印象を『稿本』は読者に与えているように思えます。

この『稿本』の記述は「翁より聞きし咄」に依っています。前にも言いましたが、伊蔵さんが忠七さんが頭を叩かれている様子を見ていたわけではないでしょう。どうもこの部分は気にかかります。また、代官所に訴えるだけなら、お屋敷だけで十分だと思えるのに、なぜ反対方向の忠七宅まで行ったのかも気になります。

慶應二年秋の或る日、お屋敷へ小泉不動院の山伏達がやって来た。教祖にお目に掛かるや否や、次々と難問を放ったが、教祖はこれに対して、一々鮮やかに教え諭された。山伏達は、尚も悪口雑言を吐きつづけたが、教祖は、泰然自若として些かも動ぜられない。遂に、山伏達は、問答無用とばかりに刀を抜き放って、神前に進み、置いてあった太鼓を二箇まで引き裂き、更に、提灯を切り落とし、障子を切り破るなど、散々に暴れたその足で、南西へ二里、大豆越村の山中忠七宅へ乗り込んで、御幣を抜き、制止した忠七の頭をたゞき、踵をかえして北へ向かい、古市代官所へ訴えて出た。かくて、古市代官所としても、庄屋敷の生神様を注視する成行きとなった。（『稿本教祖伝』P67）

「慶應二年秋ノ頃、不動院来リ暴行シ、夫レヨリ大豆越村へ行き、山中宅ニテ暴行シ、此時御幣ニテ忠七翁ノ頭ヲ叩ケリ、而シテ古市ノ役所へ訴へ出デタリ、忠七翁ハ此時ヨリ遠ザカリ、毎月二十六日(カ又ハ何カノ節ノ時ニ)参拝セルノミナレリ……（「翁より聞きし咄」）

これ小泉村の不動院事件であります。が、そのとぼしりは、大豆越へのびたと記されてあります。御幣を丸めた棒が幾回忠七翁の頭を見舞ったのかは知りませんが、流石の忠七翁の信仰心にもいづみが来たとは心外な事件であります。大豆越の山中家、そこには教祖様も前年に御足労になってある位の家柄であります。又勤場所普請についても蕊の三人の一人とまでの役割を果たされた忠七翁であり、お屋敷へ帰つては常に扇の伺ひによつて、教祖様の手だすけをして勤めてゐられた忠七翁であるのに、「此時ヨリ遠ザカリ毎月二十六日云々」の如く、平講社なみになられたとは、又何の因縁によつたものなのでせう。（『ひとことはなし』P67. 中山正善. 1936）



## 慶応3年、古市代官所の添書の費用

『稿本教祖伝』は慶応2年秋の小泉不動院が代官所に訴えたことから、吉田神祇官領に出願する話が始まったような書き方ですが、『復元32号』の資料には、2, 3年前、慶応元年頃から秀司が何度か代官所に足を運んでいたことが書かれています。とすると小泉不動院の山伏が訴えたことがそのきっかけになったというのはどうも違うようです。また、金光教の例で分かるように添書を得るにはお金がかかります。金光教では百両を寄付したとあります。一両を現在の貨幣価値に直すのは大変難しいようですが、極々大雑把に一両≒十万円とすると百両は1千万円です。この例から考えると少なくとも**数百万円は必要**だったのではないのでしょうか。このお金はどこから出たのでしょうか。

つとめ場所普請でもしかしたら集まっていたかもしれない60両≒600万円、ちょうど添書の費用と同じです。

当時庄屋敷村は、藤堂藩に属し、大和国にある同藩の所領を管轄する役所は、古市代官所と言って奈良の南郊にあった。この古市代官所では、小泉不動院の訴えもあり、**守屋筑前守の紹介**もあり、その後も庄屋敷村の生神様の風評は次第に喧しくなってきたので、慶応二年の頃、呼び出して事情を聴いた。

お屋敷からの一行は、宿にあてられた会所に二、三日宿泊された。代官所では段々と実情を聴取したが、不都合の廉は少しもない。たゞ**公許を受けて居ない点だけが、問題として残った**。そこで、話し合いの上、吉田神祇官領へ願い出る事となった。先ず、慶応三年六月、添書の願を古市代官所へ提出し、領主の添書を得て、秀司は、山沢良治郎と共に、守屋筑前守も同道して京都へ上り、吉田神祇官領に出願し、七日間かゝって、慶応三年七月二十三日付けで、その認可を得た。（『稿本教祖伝』P96）

ホ、吉田か、稲荷か。／ 所で添書の宛名について、吉田か稲荷かと云ふ事になって、天理教側の希望と、奉行側の意見とが、一致せず、そのために、**秀司先生は、それから二三年の間、年に、二三次も来られたかと思ふ**。と云ふのは奉行の方では、添書すると約束をすると同時に、調べると、天リュウ王の命と云ひ、祭日廿六日には神楽面かづき、三味ひき、太鼓たゝき、柏子木打つとなって来るから、神祭りに、そんな事して、手振って、そんな妙な事するなら、吉田へ行くのと違ふ、伏見やとて、そこで宛ての事で、衝突し、決りが付かず、**二年も三年も** **かり、漸く決り、吉田へ宛てて添書する事になりました**。この時父の茂三郎と、足達とが秀司先生に力を協せました。

（昭和九年一月廿四日、古市、中川庸三（76）談）（『復元』32号.P460.「史実校訂本 中二」）

『稿本教祖伝』第四章 つとめ場所(P53～68)	明治40年頃中山新治郎教 祖伝	「翁より聞きし咄」M32. P198～206	明治31年中山新治郎 教祖伝	他
P46～47(三章みちすが ら) 飯田家滞在、奈良金 剛院他教祖と問答。	『31年本』とほぼ同様の記 述あり。「元治元年頃、屋 敷周辺及び遠方よりも 人々多数来たり。」	記載なし	元治元年正月教祖飯 田家に40日滞在、奈良 金剛院他教祖と問答	『御水屋敷人足社略 伝』に似た記述あり。 「こかん名義裁許状- 文久4年2月」
P49～51(三章みちすが ら) 伊蔵入信の状況	伊蔵の入信の状況に付、 記述あり。	P198～199 『稿本』と ほぼ同様。	伊蔵は元治元年6月よ り信仰	
P53～55. 勤め場所 普請の構想と金銭負 担の決定。8月、寄付 金5両。	『稿本』とほぼ同様、26日 は参拝者多く、それでつと め場所普請。8月19日教祖 忠七宅へ行き、つとめ場所 新築の目論見。費用分担、 寄付金について記載なし。	P199～200 『稿本』と ほぼ同様、「三間半に 六間」はない。 寄付金について「 <u>金五 円丈ケ集マレリ</u> 」とある。	忠七、8月19日屋敷に 来る、つとめ場所新築 の目論見あり。費用分 担、寄付金について記 載なし。	『増野鼓雪全集21』 (「本席の生涯」P216. 昭和4)に大和神社の 件で寄付が少なかっ たとの記述あり。
P55～59 上棟祝い、 カマス一尾他、翌日大 和神社前にて教祖の 命により神名を唱える、 三日間留置、謝って放 免。落伍する者が出た。	『稿本』とほぼ同様、カマス ほかの記載はない。「大和 神社の神主の長は守屋筑 前守」とある。	P201～202 『稿本』と ほぼ同様、カマスほか の記載はない。三日間 留置の為「入費三百 目」の記載がある。参 加人名は『稿本』と同じ。	(慶応?、元治?)10月 26日上棟、11月中頃、 大和神社前で太鼓等 持ち踊る、守屋筑前尋 問する。人名等なし。 「大和神社の神主は守 屋筑前守」とある。	鳴物返却に就いての 請書-慶応元年11月 おさしづM34.5.25. 「一寸ふしあった。皆 退いて了た」

『稿本教祖伝』第四章 つとめ場所(P53～68)	明治40年頃中山新治郎教 祖伝	「翁より聞きし咄」M32. P198～206	明治31年中山新治郎 教祖伝	他
P59～61 伊蔵、内造 りを確約、年末秀司、 伊蔵に肥米を与える。 伊蔵材木屋等に謝り に行く。秀司年切質の 田地を売れば始末は 付くという。	『稿本』とほぼ同様。	P202～203 『稿本』とほ ぼ同様。『稿本』にない 「久米三」が大みそかに 帰ってきて5両を伊蔵に 渡し、1両を久米三に返 した話がある。	記載なし	
P61～62 元治二(慶 応元)年元旦に伊蔵 が屋敷に挨拶に来た。	記載なし	P203 元治元年暮れ忠 七が屋敷に5両寄付し、 その内「いかほどか」伊 蔵に与えた話がある。	記載なし	
P62～63 慶応元年6 月、僧侶来たり、こか んが対応し、理に詰 まった僧侶が暴れた。 8月教祖山中宅へ行く。	『稿本』とほぼ同様、この頃 屋敷に守屋筑前が来たこ と、8月に忠七宅へ教祖が 行った記載はない。	P203 僧侶が来た話は 『稿本』とほぼ同じ。この 頃屋敷に守屋筑前が来 たこと、8月に忠七宅へ 教祖が行った記載はな い。	記載なし	「おさしづ31.12.31午 前1時刻限」
P64～66 助造事件。	『稿本』とほぼ同様。	P204 『稿本』とほぼ同 様。	慶応元年、助造眼病 で入信、針が本地と称 えたため、教祖自ら針 へ出向く	

稿本第四章 つとめ 場所(P53~68)	明治40年頃中山新治郎 教祖伝	「翁より聞きし咄」M32. P198~206	明治31年中山新治郎 教祖伝	他
P66~67 慶応2年「しんばしらの真之亮」が生まれた。	『翁・』、『31年本』、『40年本』共に記載なし。 記載文献の初出は『増野鼓雪全集五』(P168頁・昭和4)。「真柱」関係文献は、「おさしづ明治23.4.20」(昭和2-5年)、「おふでさき3-9註釈」(昭和3年)。			
P67 百姓以外に近隣の藩士などの参詣多し。守屋筑前教祖と会いその話に感服。	慶応2年、近隣藩士などの参詣多し。	記載なし。	慶応2年、近隣藩士などの参詣多し。守屋筑前、教祖と話しその理に感服。	
P67~68 慶応2年秋、山伏来る、帰りに山中宅へも行く。代官所も生神を注視する様になる。	慶応2年秋、山伏来る、帰りに山中宅へも行く。その後忠七はや26日以外は屋敷に来なくなった。「翁より・」とほぼ同じ)	慶応2年秋、山伏来る、帰りに山中宅へも行く。その後忠七はや26日以外は屋敷に来なくなった。	不動院、屋敷に来て暴れ、代官所に通報。この後、筑前に依頼し、吉田へ官職の動き。	『復元32号』に、吉田への添書の件は2, 3年前から秀司が代官所に依頼に来ているとの記述あり。

「こかん名義の裁許状」が届けられた時から、何かが動き始めた。普請を始めた時、思いのほかお金が寄った、正式に藩主の添書を取得して吉田に申請するに十分なお金であった。ここで、大和神社事件が引き起こされ、お金は寄らなくなったことにした。ここから伊蔵の苦労が始まると同時に、秀司等による吉田家の裁許状取得活動も始まっていく。

### 「がんじ元年のおやまと神社事件」

「天理教」にとって元治元年の「大和神社事件」も、明治7年の「大和神社事件」も、真実を語るのは非常に難しいことかもしれません。前者は教団の内部事情として。後者は明治新政府の宗教政策との関係で。どちらも現在に連なる問題でもあります。そのジレンマの中で、「がんじ元年のおやまと神社事件」という時間的にも、地理的にも存在しない出来事として『稿本教祖伝』は語ることにしたのでしょうか。これは誰の仕業なのでしょうか。